

平成 28 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 6 月定例会付託案件 2
- 1. 所管事務調査 2 9

平成 2 8 年 6 月 1 5 日（水曜日）

総務委員会会議録

平成28年6月15日 水曜日

午前10時00分開議

午後 1時39分開議（実時間217分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第67号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分）
1. 議案第72号・専決処分の報告及びその承認について（平成27年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分））
1. 議案第74号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例等の一部を改正する条例）
1. 議案第76号・専決処分の報告及びその承認について（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例）
1. 議案第77号・専決処分の報告及びその承認について（平成28年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分））
1. 議案第85号・八代市行政財産使用料条例の一部改正について
1. 「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書」議決の要請について
1. 「行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書」議決の要請について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査（平成28年熊本地震に係る被災状況について）
 - （八代市女性職員活躍推進特定事業主行動計画策定について）
 - （八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の設置について）

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	堀 口 晃 君
副委員長	堀 徹 男 君
委員	亀 田 英 雄 君
委員	鈴木田 幸 一 君
委員	中 村 和 美 君
委員	成 松 由紀夫 君
委員	西 濱 和 博 君
委員	前 川 祥 子 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	岩 本 博 文 君
財務部次長	辻 本 士 誠 君
財政課長	尾 崎 行 雄 君
理事兼市民税課長	碓 塚 康 浩 君
理事兼資産税課長	浅 田 敏 男 君
総務部長	水 本 和 博 君
総務部次長	丸 山 智 子 君
人事課長	白 川 健 次 君
文書統計課長	橋 口 幸 雄 君
首席審議員兼 危機管理課長	濱 本 親 君
危機管理課長補佐 兼危機管理係長	南 和 治 君
市民環境部	
市民活動政策課長	川 野 雄 一 君
企画振興部	
企画政策課長	野々口 正 治 君

○記録担当書記 岩 崎 和 平 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(堀口 晃君) それでは、皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第67号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第2号(関係分)

○委員長(堀口 晃君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第67号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費について、財務部より説明をお願いいたします。

○財務部長(岩本博文君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部、岩本でございます。

説明に入ります前に、本日、総務委員会審査案件として予定がございます議案につきましての一通りの流れの説明をさせていただきます。

まず、予算議案につきまして、議案第67号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第2号の歳入及び歳出での総務費を辻本財務部次長、消防費を丸山総務部次長が説明いたします。また、事件議案で予算の専決処分に係るもの、すなわち議案第72号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第10号の歳入及び歳出の諸支出金を辻本財務部次長が説明いたします。また、同じく予算の専決処分に係る議案第77号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第1号の歳入並びに歳出での総務費及び災害復旧費の財務部関係分を辻本財務部次長、消防費及び災害復旧費の総務部関係分を丸山総務部次長が説明

をいたします。そのほか、議案第74号及び第76号の事件議案並びに議案第85号の条例議案につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○財務部次長(辻本土誠君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部の辻本です。

それでは、座らせていただきまして御説明いたします。

それでは、別冊となっております議案第67号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第2号をお願いいたします。総務委員会付託分につきまして説明いたします。

1ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ27億9570万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ641億5220万円といたしております。

次に、第2条で債務負担行為の補正を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、5ページからの表で説明いたします。

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表・債務負担行為補正は、土木積算システムリース経費を28年度当初予算に計上し、6月から新システムへの移行を予定しておりましたが、指名競争入札の際、全事業者が辞退し、入札が不調に終わったため、再度、指名業者を変更し入札を実施しますことから、リース期間が2カ月延びることにより、限度額を1552万5000円から62万1000円増の1614万6000円に変更するものです。

次に、第3表・地方債補正は、歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の追加及び変更を行うものでございます。

まず、1、追加では、災害援護資金貸付事業で4310万円を追加しております。

次に、6ページをお願いいたします。

2の変更では、ごみ処理施設整備事業で、補正前の21億6430万円から8460万円を増額し、22億4890万円に変更しております。また、道路整備事業では、8億5360万円から3060万円増額し、8億8420万円に変更しております。最後に、学校整備事業では、1億1110万円から4960万円増額し、1億6070万円に変更しております。

詳しい内容は12ページの歳入、款21・市債で説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。10ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で、3億7593万4000円を計上しておりますが、これが今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で、371万1000円を計上しております。このうち地域公共交通確保維持改善事業費補助金の211万1000円は、公共交通の利用促進を図る八代市モビリティ・マネジメント推進事業に対する補助金でございます。次の地方創生推進交付金160万円は、来年1月から2月にかけてイオン香港などで実施を予定しております晩白柚プロモーション事業に対する補助金でございます。

次の目2・民生費国庫補助金、節2・児童福祉費補助金で、9455万7000円を計上しております。このうち子ども・子育て支援整備交付金548万4000円は、あげまち児童クラブの改築に要する経費に対する補助金でございます。次の保育所等整備交付金8907万3000円は、私立保育所である揚町保育園の改築に対する補助金でございます。

次に、目3・衛生費国庫補助金、節2・生活

環境費補助金で、4456万6000円を計上しております。これは、環境センター建設に伴い、エネルギー回収推進施設において発電し、九州電力に売電するため、変電所から環境センターまでの特別高圧配電線の引き込み工事に要する経費に対して補助されるものでございます。

次に、目4・土木費国庫補助金、節1・道路橋梁費補助金で、4176万4000円を計上しております。このうち道路ストック点検・修繕事業418万8000円は、萩原町1丁目十条町線舗装補修工事ほか10路線分で、次の災害防除事業457万6000円は、坂本町の枳ノ俣線ほか1路線及び泉町の下屋敷樅木線の事業費に対して補助されるものでございます。次のトンネル点検・修繕事業の3300万円は、坂本町鮎尾にあります大平隧道の補修に要する経費に対して補助されるものです。

続きまして、目5・教育費国庫補助金、節2・小学校費補助金で、1582万円を計上しております。これは、このたびの地震で建物全体に傾きが生じた泉第八小学校教職員住宅の新設及び既存住宅の解体に対する泉第八小学校教職員住宅新設事業補助金でございます。

続きまして、目6・災害復旧費国庫補助金、節1・厚生施設災害復旧費補助金で、5897万3000円を計上しておりますが、これは、熊本地震によって半壊以上の被災家屋などを所有者にかわって市が解体撤去するための経費に対して補助される災害等廃棄物処理事業費補助金でございます。

11ページに移りまして、款15・県支出金、項2・県補助金、目2・民生費県補助金、節1・社会福祉費補助金で、5280万円を計上しております。このうち介護基盤緊急整備特別対策事業補助金3000万円は、松高・八千把地区内に予定しております地域密着型認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆるグループホーム1施設の整備に要する経費に対して補助され

るものです。次の施設開設準備経費助成特別対策事業補助金2280万円は、ただいま説明いたしましたグループホーム1施設と、鏡、東陽、泉地区内に予定しております地域密着型介護老人福祉施設事業所、いわゆる小規模特別養護老人ホーム1施設の開設準備に要する経費に対して補助されるものです。次に、節2・児童福祉費補助金で、548万4000円を計上しておりますが、これは、さきほど国庫補助金でも説明いたしましたあげまち児童クラブの改築に要する経費に対する放課後児童クラブ整備費補助金でございます。次に、節3・災害弔慰費補助金で、187万5000円を計上しておりますが、これは、八代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害による死亡者に対し支給する災害弔慰金250万円に対する補助でございます。

次に、同項、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金と記載してありますが、農業費補助金が正しい名称でございますので、申しわけございませんが、修正をお願いいたします。節1・農業費補助金では18億5103万4000円を計上しておりますが、その内訳としまして、まず、強い農業づくり交付金事業補助金16億8428万円は、八代地域農業協同組合ほか5団体が主体となって導入します低コスト耐候性ハウス84棟分の経費に対する補助でございます。次の強い農業づくり交付金事業補助金（平成28年熊本地震被災施設整備等対策）で、1億6675万4000円を計上しておりますが、これは、熊本地震で被害を受けたミニトマトや米、ショウガの共同利用の集出荷貯蔵施設整備を支援するための経費に対する補助金でございます。

次に、目7・教育費県補助金、節3・中学校費補助金で、10万円を計上しておりますが、これは、県が指定する心身の健康を高めながら居心地のよい学級づくりに取り組む生徒の育成

事業の対象校となっております第四中学校におけるストレス対処教育のプログラム開発と実践に取り組むための経費に対して補助されるものでございます。

続きまして、款15・県支出金、項3・委託金、目1・総務費委託金、節1・総務管理費委託金で、41万8000円を計上しておりますが、これは、いっそDEフェスタにおける講演会の開催などに要する経費に対する人権啓発活動委託事業委託金でございます。

次に、目2・民生費委託金、節2・災害救助費委託金で、2304万円を計上しております。これは、市が県の事務委任を受けて実施するもので、熊本地震で被害を受けた住宅について、みずからの資力で住宅の修理を行うことができない被災者を対象として、申請に基づき、必要最小限の応急修理を業者へ委託する経費に対する住宅応急修理事業委託金でございます。

次に、目6・教育費委託金、節2・中学校費委託金で、10万円を計上しております。これは、子供たちによるいじめ防止推進事業の対象校となっております鏡中学校が全国いじめ問題子供サミットに参加する経費に対する県指定研究推進校委託金の追加分でございます。

12ページをお願いします。

次に、款17・寄附金、項1・寄附金、目1・総務費寄附金、節1・総務管理費寄附金で、24万円を計上しております。これは、日奈久温泉のにぎわい創出と観光客の安全の確保及び地域の犯罪防止のために、観光街路灯を設置する経費の一部に日本中央競馬会事業所周辺環境整備寄附金を活用するものでございます。

続きまして、款20・諸収入、項4、目5、節8・雑入で、1738万4000円を計上しております。まず、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金1530万円でございますが、内訳としましては、坂本住民自治協議会が球磨川再生シルバー事業として実施します球磨

川下りを柱とした体験観光事業に２００万円、老朽化しております植柳上町第一町内会コミュニティセンターの建てかえに８８０万円、鏡町の大還自治会コミュニティセンターの備品整備に２００万円、通町町内会が実施する妙見祭の笠鉾西王母奉納に係る衣装整備に２５０万円が助成されるものでございます。次の地域社会振興財団助成金１００万円は、八千把校区まちづくり協議会が実施します大やちわ祭りに助成されるものです。次の八代平野南部土地改良区総代総選挙納付金９１万４０００円は、八代平野南部土地改良区の総代選挙の管理執行に要する費用に対する八代平野南部土地改良区からの納付金でございます。次の熊本県ＰＴＡ教育振興財団助成金１０万円と、次の熊本県学校保健会助成金の７万円は、先ほど県補助金のところで説明いたしました第四中学校での心身の健康を高めながら居心地のよい学級づくりに取り組む生徒の育成事業に対する助成金でございます。

続きまして、款２１、項１・市債、目２・衛生債、節１・生活環境債８４６０万円は、先ほど国庫補助金のところで説明いたしました環境センターの売電に伴います変電所から環境センターへの特別高圧配電線の引き込み工事に係る市債で、国庫補助金を除いた額の９５％でございます。

次に、目５・土木債、節１・道路橋梁債で、３０６０万円を計上いたしております。これも、先ほど国庫補助金のところで説明いたしました舗装補修、災害防除及び大平隧道補修の市内一円道路整備事業に係る市債で、起債対象経費から国庫補助金を除いた額の９０％でございます。

次の目７・教育債、節１・小学校債で４９６０万円を計上しておりますが、これは、先ほど国庫補助金で説明いたしました泉第八小学校職員住宅新設事業に係る市債で、起債対象経費から国庫補助金を除いた額の１００％でございます。

次に、目９・民生債、節１・社会福祉債で、４３１０万円を計上しておりますが、これは、八代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害による負傷、または住居などに半壊以上の被害を受けられた方に貸し付けを行う災害援護資金貸付事業に対して国、県からの貸付債として全額借り入れるもので、今回の歳出予算で半壊１３棟、全壊６棟分の４３１０万円を計上しております。

以上が歳入の説明でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。１３ページをお願いいたします。

款２・総務費、項１・総務管理費、目１・一般管理費で、２億２３０９万２０００円を計上しておりますが、これは、水防手当といたしまして、熊本地震発生直後から開設いたしました避難所の対応等に従事した職員に支給するもので、内訳といたしましては、４月分は４月１４日から３０日までの実績で１億３０９３万８０００円、５月分は実績が出ておりませんでしたので、見込み額としまして９２１５万４０００円を計上いたしております。

次に、目５・企画費で、３００万円を計上しております。これは、自治総合センターコミュニティ助成事業の活力ある地域づくり助成事業地域資源活用として２００万円、地域活性化センターの地域イベント助成事業として１００万円を計上しております。まず、コミュニティ助成事業につきましては、坂本住民自治協議会が取り組まれる球磨川再生シルバー事業の球磨川下りを柱とした体験観光事業で、内容としましては、ハイドロスピードやカヤックなどで球磨川下りを体験する機会を提供し、交流人口の増加や地域活性化を図るものです。また、地域イベント助成事業につきましては、八千把校区まちづくり協議会が実施される大やちわ祭りの開催経費で、内容としましては、食バザーやステージ発表、昔遊び体験、ちびっ子相撲大会、車

椅子体験など、地域を挙げての祭りとして取り組み、世代間交流を通して地域の連帯感の醸成を図るものです。

次に、目7・交通防犯対策費で、422万3000円を計上しておりますが、これは、公共交通の利用促進を図るため、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し、本市への転入者や今後見直しを行う予定のバス路線の沿線住民を対象として、利用啓発やバス路線再編に関する情報冊子の配布、アンケート調査等を行うものです。

次に、目8・人権啓発費で、41万8000円を計上しておりますが、これは、男女共同参画啓発事業として、法務省の人権啓発活動地方委託事業について、県から市への再委託の申し入れを受け、補正するものでございます。この事業は、八代みらいネットから成る実行委員会に実施を委託しており、いっそDEフェスタの内容充実を図るための開催周知チラシ作成や講師依頼などに伴う委託料でございます。なお、特定財源としまして、全額、県からの委託金でございます。

次に項4・選挙費、目4・八代平野南部土地改良区総代総選挙費で、91万4000円を計上しております。これは、土地改良法第23条に規定される土地改良区の総代選挙に係る費用でありまして、平成29年2月15日に任期満了を迎える八代平野南部土地改良区の総代選挙の管理執行に要する費用でございます。また、これに係る財源は全額、八代平野南部土地改良区からの納付金でございます。

以上で歳出の総務費の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） ただいま説明が終わりました。

それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員（中村和美君） ちょっとお尋ねします。

災害の件ですが、全壊が6棟、半壊が13棟というようなことでございましたが、11ページの民生費委託金の中の住宅応急修理事業委託金、これは、2304万、大体何件の予算でしょうか。（財政課長尾崎行雄君「今、4310万円のもの——」と呼ぶ）うん、そうそう、そうそう。2313万3000円。何件。（「応急。11ページの」と呼ぶ者あり）（財政課長尾崎行雄君「あ、応急復旧の分でございますね。ちょっとお待ちください」と呼ぶ）

○財政課長（尾崎行雄君） こちらはですね、40件分でございます。

○委員（中村和美君） ありがとうございます。40件分。ところで、独居老人か、そういうふう、何かだと思いますが、そのちょっと形態を、40件分の形態をちょっと、わかればお願いします。

○委員長（堀口 晃君） 形態といいますと、40件分の内訳という。

○委員（中村和美君） うん。お年寄りが、とかとか、何か内容的に——（「ひとり暮らしだったりとか」と呼ぶ者あり）そうそう、そうそう。そういうのがわかれば。

○財政課長（尾崎行雄君） 済いません、ちょっとその内訳までは確認できておりません。（委員中村和美君「できとらぬ」と呼ぶ）はい。申しわけございません。

○委員（中村和美君） はい、いいです。

○委員長（堀口 晃君） ありませんか。

○委員（成松由紀夫君） 地域活性化センター地域イベント助成事業。何かちょっと難しい、何ですかね、地域社会振興財団、長寿社会づくりソフト事業費交付金を活用って、これ、簡単に、宝くじの、宝くじ助成ちゅうか、前のイメージでいけば。ちょっと、そういう理解でよかったですかねというのと、あと、これはたしか単年度だったですかね。ちょっとそこの中身を。

○委員長（堀口 晃君） 誰が答えられますか。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 地域活性化センターの分ですけど、これは宝くじの復旧復興を図る目的も含まれて助成金は出されているところでございます。

それから、この事業につきましてはですね、単年度で助成される事業となります。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） 宝くじ助成のやつだということで理解します。大やちわ祭りは結構、長年ですね、非常に地域で寄附を集めたりということで、以前からちょっと、校区内でも祭りがいろいろ、幾つもあったときに、一つに集約化して、大きな盛り上がりでということで、一番最初は坂田市政当時の元気が出る校区づくりか何かを足がかりにやってきたんですけども、八千把に限らず、どこも地域活性では大変ですね、やっぱり財政難というか、そういうので困っているんで、ぜひこういったのをどんどん活用していただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（前川祥子君） 先ほどの中村委員の関連なんですけど、災害援護資金貸付事業、全壊6棟分、半壊13棟分、たしか全壊がこれ、6月現在、6月何日現在か知りませんが、全壊が10棟、それから半壊が100棟、大規模半壊25棟というふうに聞いておりますけど、残りの方々といいですか、これは貸し付けということですから、どんなふうに考えたらいいんでしょうね。残りの方々は借りないというか、その後補助的なものでこの事業を再開されるというのか、そこをちょっとお伺いしたいんですけど。

○財政課長（尾崎行雄君） こちらにつきましては、予算編成時点でのですね、想定で、借りられる方はこれくらいいらっしゃるんじゃないかということで想定しておりますので、今後ですね、そういう対象者がふえる、希望者

がふえる場合は、補正等で対応させていただく可能性もございます。

○委員（前川祥子君） 想定、要するに、これぐらい借りられるだろうというところで予算を組んでいるというふうに考えてよろしいですね。

（財政課長尾崎行雄君「はい」と呼ぶ）じゃあ、今のところ、まだ、今度の予算が通るまでには手を挙げてらっしゃるところはまだないんですかね。そこはどうなんでしょうか。

○財務部長（岩本博文君） この所管が健康福祉政策課で、その状況は確認していませんですけれども、罹災証明書の発行業務につきましては、資産税課を中心として今、どんどん進めております。その状況は、まだまだ件数は、日々、申請が上がってきているような状況でありますので、数字はころころ変化するというような状況でございます。

○委員（前川祥子君） そうしましたら、貸し付けの事業がありますよといった通知は出されるというのはどうでしょうか。

○財務部長（岩本博文君） 罹災証明書の手続がありまして、その結果通知を出す際、いろんなこういう福祉制度の支援制度がございますというように一式の書類に添えて申請があった方に送ってますので、その分はちゃんと広報的には、広報活動としては、相手方にはそういう情報はお届けをいたしております。大丈夫です。

（委員前川祥子君「大丈夫です。はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（西濱和博君） 資料の13ページですけれども、総務費の目1・一般管理費の職員手当についてお伺いします。

先ほど御説明の中で、今回の震災対応の具体的内容として、避難所対応に係る水防手当とい

うふうな御説明があったかというふうに思いますが、今後、災害復旧の関連事業として、年度当初予測できなかった各事業が、各部署で業務として担っていかなければならないというのがもう既に着手あるいは予測されるというふうに思いますが、この一連の業務に対する手当についてはどのように対応なさっておられるのか。まあ、次回の補正になるのかわかりませんが、そのお考えをお伺いしたいと思います。

○人事課長（白川健次君） 白川でございます。よろしくお願いします。

今後の、そういった災害対応に係る業務につきまして、今回お願いしております補正予算におきまして予算が不足するというような状況になれば、また9月あるいは12月での補正をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（西濱和博君） ありがとうございます。まあ水防手当という項目の対応になっておりますので、いわゆる時間外、超過勤務に対する手当というくくりでまた必要になってくるかなというふうに心づもりしておきたいと思えます。

あとは、あわせてお尋ねしたいんですけども、今回の水防手当の支給対象者は正職員だけでしょうか、非正規職員も含まれますでしょうか。

○人事課長（白川健次君） 今回の地震に伴いまして発生した業務の水防手当の対象といたしました業務につきましては、例えば、災害対策本部への従事ですとか避難所運営、それから救援物資の搬送、そういった市民の安全の確保に係る災害対策部分ということになりますので、正規職員を対象とした手当ということになります。

○委員（西濱和博君） 理解しました。なぜお尋ねしたかといいますと、本市においては正職員が約1000名余、非正規が500名弱だと

いうふうに認識しております。いわゆる公務として従事している職員の3分の1は非正規職員さんでいらっしゃるわけですが、こういった緊急時において、正職員だけではなかなか対応が賄えないというのは本市だけの課題じゃないかと思えます。政府のほうでも非正規職員の民間における働き方というのが見直されている、論議がされているさなかでございますので、今後、本市だけでなく、被災地の自治体あたりと情報を共有しながらですね、非正規職員さんの意欲だとか、あるいは処遇含めて、こういった場合にもっと活用といいますか、御支援いただけるようなあり方も考えていかれてはどうかということでの質問でございます。

最後に1点ですが、時間外手当あるいは水防手当等については、今回、一般財源ということでございますが、東北で被災した自治体あたりに私がヒアリングしたところによりますと、災害復興関連の特別の国からの財政措置が追って手当てされてるという事例もございますので、先進地の事例、あるいは総務省あたり、復興庁あたりに御協議なさればいかがかなというふうに思えます。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） 関連でよろしいですか。今まさに西濱委員に共感するところであります、正規職員さんでこの金額なんだろうけども、1人当たりどれぐらい、大体なるんでしょうかね。

○人事課長（白川健次君） 今回実績として上げておりますのは4月分の、災害対応に係ります4月の間での1人当たりの時間外の手当の平均でございますが、16万267円というふうになっております。

○委員（成松由紀夫君） 大変ですね、昼間、通常ではないんですが、業務された後に、各避難所で大変、職員さん方が御苦労されてたのはしっかり私も避難所回りして確認はしとつとで

すけれども、先ほど西濱委員から話が出たように、非正規の方とかですね、あと、自主防災の観点も含めてなんですが、自主的に非正規の職員さん方がですね、現場に駆けつけられて、寝なしでしょんなった方も多数見かけたんですよ。ですので、先ほど話があったように、非正規職員さんが500名というのは今、西濱委員の口から出て初めて私もちょっと確認したところで、結構いらっしゃるようなところがあるんであれば、やはりそういったところもしっかり対応していかなければいけないかなというのを重ねてお願い申し上げておきます。

のと、もう一点いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい。

○委員（成松由紀夫君） あと、日奈久の日本中央競馬会の事業団の街灯の24万、これ、街灯8基になとつとですが、これは街灯のみだったんですね。それもちょっと、内訳について少し詳しく教えてもらえれば。

○財政課長（尾崎行雄君） あ、済いません、「所管、所管が」と呼ぶ者あり）主管課……。済いません。

○委員長（堀口 晃君） 違う。（「所管が違うんじゃないの」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってね。

○企画政策課長（野々口正治君） 野々口でございます。よろしくお願いいたします。

この件につきましては、歳出のほうは、観光振興課のほうで商工費のほうで日奈久温泉街の街灯の設置に対する補助ということで8基分を予算計上をされておるところでございます。歳入につきましては、先ほど説明がございましたとおり、日本中央競馬会のほうが毎年、日奈久地域の環境整備のために交付されます交付金のほうを活用したというところの事業でございます。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） これは温泉街の中心、

中心ちゅうか、温泉街のほうがメインになってくつとですかね、場所は。

○企画政策課長（野々口正治君） 活用の基準につきましては、ウインズ施設から半径2キロの範囲内というところございまして、毎年、地元からの要望等をお聞きしまして、市の事業として調整したものをJRAと協議の上に決定するという流れとなっております。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） えーとですね、大変何か、地元でも喜ばれているような話でもありましたが、この補助金については、少し日奈久の地元の方と執行部と温度差があるように聞いておるところがあります。しっかり話し合いをされて誤解がないようにしないと、日奈久の方々はJRAが来るときに、毎年、自由に使ってよかつじゃなかつかいというような理解だったけれども、JRAと協議したり、半径2キロの問題であつたり、執行部が調整に入つたりというようなことなんでしょう、実際。そこに少し誤解がありますもんね。（企画政策課長野々口正治君「はい」と呼ぶ）はい。だから、そこは誤解はないように、速やかに、理解していただくように、自治会の皆さん方と協議をしっかりされるようにしてください。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） 要望でいいですかね。

○委員（成松由紀夫君） はい、要望です。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ありませんか。

○委員（前川祥子君） 地域活性化センター地域イベント助成事業で、大やちわ祭り開催経費100万。これは事業主が八千把校区まちづくり協議会というふうになってますけども、事業者負担が32万2000円。ですから、約68万ぐらいが助成という形だと思いますが、この手順というものは、大体どういう形でされるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 川野でござい

ざいます。一応、手順でございます。（委員前川祥子君「はい」と呼ぶ）大体、大やちわ祭りは幾らの経費がかかるかということで申請をされます。その申請に沿ってから採択されるわけですけど、今回の活性化センターの助成金につきましては、大体、目安がですね、１００万以上の事業に対して助成をされるということです。今回、大やちわ祭りのほうもですね、１３０万ぐらいの予算で予定されるということで、１００万の助成がなされたというところでございます。

以上でございます。

○委員（前川祥子君） 私はちょっと勘違いしてました。じゃあ、助成金は１００万で、事業者が３２万２０００円、１３２万２０００円ということで。で、これ、まちづくり協議会がこのようなものを申請するという形でしたら、どこのまちづくり協議会も、自分たちでこういったものを計画して、申請というのは出せるんでしょうか。

○市民活動政策課長（川野雄一君） これは、申請のほうはですね、制限はございませんで、地域の協議会がですね、そういう事業に取り組みたいいうことであればですね、そういう申請はされますけど、枠がありますので、申請されて、また審査があります。その中でまた決定されると思いますけど、申請のほうはできるといことで認識をしております。そちらのほうはですね、市のほうもそういう助成とか事業がありますという広報活動はですね、やってるところでございます。

以上でございます。

○委員（前川祥子君） 非常にですね、それぞれの協議会で、まちづくり協議会でこのようなものをつくられて申請されるということは、非常にいい試みだというふうに私は思っております。ただ、どれぐらの数が申請されるか、わかるところで聞きしたいと思いますが、毎

年。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 申請状況ですかね。（「申請実績」と呼ぶ者あり）（委員前川祥子君「はい。実績」と呼ぶ）一応、今、八代市ではですね、１件だけの申請でございすけど、全国的な状況はですね、ちょっとまた、どれくらいあってるかというのは、お尋ねをしてるんですけど、その状況とかはですね、ちょっと不明というところでございます。八代市からは昨年度は１件申請があつて、採択をされたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか、前川委員。

○委員（前川祥子君） 濟いません、ちょっと私、じゃあよくわからない部分がありまして、これはじゃあ、全国ということですから、全国のほうの何かそういう、社会福祉協議会ですか、社会振興財団——（「地域社会振興財団」と呼ぶ者あり）ああ。じゃあ、ここに、地域社会振興財団の活用で、ここからじゃあ、に申請して、そこからじゃあ、もう申請が直でおりとくるというふうに考えてよろしいですか。

○企画政策課長（野々口正治君） 御説明いたします。

この補助金につきましては、宝くじの売上金を活用した補助事業となっております。事業主体は地域活性化センターとなっております。この補助に対する助成の対象団体が市町村となっておりますので、各地域が計画された事業につきまして、市町村を通してこの地域活性化センターのほうに申請を行うと。その結果、活性化センターのほうで審査をされて決定された事業について、こちらのほうに採択の通知がございまして、通常、６月補正に予算計上して事業を実施するという流れとなっております。

以上でございます。

○委員（前川祥子君） よくわかりました。じ

やあ、これはハードルは高いんですか。（「高いですね」と呼ぶ者あり）かなり高いですね。（「高い」「うん、簡単にいかぬ」と呼ぶ者あり）

○市民活動政策課長（川野雄一君） 先ほどちょっと申しましたように、事業計画の中で、そういう規模があればですね、大体、申請できるちゅうことですので、先ほど言いましたように、100万以上のですね、事業規模があれば、——そういう計画を立てていただければ、申請は可能だというところでございます。

以上でございます。

○委員（前川祥子君） まあじゃあ、高いというところで、よかったと思います。

以上です。

○委員（亀田英雄君） 職員給与の話なんです、水防手当4月分、実績分ということなんです、専決でなぜされないのかなというふうに感じたものですから、お聞きしたいと。もう実績分で上がったととですけど、専決でしなければよからうというふうに思ったものですから。そうされない理由というのは何かあつとですか。

○人事課長（白川健次君） 確かに専決でということも考えましたけれども、5月の災害待機等にも実際、入っておりましたので、5月分まで含めたところで議会のほうには提出したいというふうに考えましたものですから、4月分、それから5月分の見込みを合わせて補正ということで、今回はお願いさせていただいたところでございます。

○委員（亀田英雄君） 早く支給してもらったほうが職員も励みになると思ひましてですね、尋ねた次第です。で、全協のとき尾崎課長にお尋ねしたんですが、今回の補正は、災害関連はどんくらいだったかな。（「今回の災害関連——」と呼ぶ者あり）今回の補正予算に占める災害の予算は。

○財政課長（尾崎行雄君） 6月補正の部分で

災害関連が4億6389万9000円でございます。（委員亀田英雄君「ちょっと待って。ごめん。災害関連が——」と呼ぶ）463899。

○委員（亀田英雄君） 今回の補正は27億ですよね。（財政課長尾崎行雄君「はい」と呼ぶ）そのうちの4億6000万。通常業務が、だけんが二十——それを引いたら二十何億、二十二、三億というところで、職員の皆さんは大変、大変、通常の業務は実際、行われとるちゅう話ですたいね。何ていえばよかかな、地震災害もしながら通常の業務をしなければならない。通常業務は実際、順調に行われとつとか。どのくらい進捗といいますか、通常業務どころじゃなかつですよという話なのか、もう通常業務は順調に進んでおります、そのぐあいという、その辺は部長、誰かわからぬとかな。通常業務が順調に流れとる、ことし認めた予算、当初予算がどの程度の進捗なのかなと。順調にことしの予算が消化され——消化と言ったらいかぬとか、行われるのかなという、ちょっと思ったものですけん。順調に流れおつとか、その辺のかげんというのがわかりますかね。まだわからぬとかな。

○財政課長（尾崎行雄君） 濟いけません、各課でですね、ちょっとその、（委員亀田英雄君「ああ、そうですね」と呼ぶ）どういう進捗かはわからないんですけども、通常分は今回の補正で22億ございましてですね、そのうち約17億ですね、は、農業関係の補助の分が多いものですから、残りが、5億程度の分がその他の通常分という形になっております。

○委員（亀田英雄君） 農業関係は今回の地震でいろいろ被害のあったっじゃなからうかと思うとですよ。その中でやっぱ利用していかなばんという、いうとがですたい、足りぬじゃなかなかなとちょっと思ったものですけん、尋ねた次第です。そういうのは担当課じゃなからぬばわからぬとでしょうな。無理をして——無理

をすんなという話じゃなかったですばってん、無理をしながら無理をしないようにしてください。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（鈴木田幸一君） これは全体に対する要望ということで、お聞きとどめていただければいいかなと思います。地域活性化センター地域イベント事業の中で、大やちわ祭りの開催経費ということで上がっております。これは非常に私はいいいことだなと思うのがですね、今、地震災害によって非常に市内が疲弊している。そして、経済活性化を我々は望んでいるわけなんですけども、自粛ムードで、非常に自粛、自粛ということで、ますます落ち込んでいくような行政内容、あるいは地域内容、あるいはマスコミ内容であるというふうに考えております。

そういった意味から考えて、やはり、この前は鏡の産業祭が取りやめになった。そして、その後、泉のお茶まつりも取りやめになったということで、これは職員の方々の負担も考えたところの取りやめだったというふうに考えますけれども、やはりますます元気がなくなるような、そんな感じが、そんな政策になっていくんじゃないかなと思いますので、こういった祭り事業についてはですね、やっぱり活性化を促すためにも大いに金を回してもらいたい、経済の活性化を図ってもらいたいという、そういった目的を今後もですね、持って、いろんな事業に取り組んでいただきたいというふうに思っております。そういったことで、ひとつよろしくお願いします。（「質疑の時間です」「要望でしょう」と呼ぶ者あり）要望です、はい、要望です。

○委員長（堀口 晃君） 要望でよかですね。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（堀 徹男君） 10ページのですね、歳入の教育費の国庫補助金で、泉第八小学校の住宅分の補助金の御説明をですね、冒頭いただいたときの説明の、ちょっと前文みたいなのを、ちょっともう一回読んでいただいていいですか。

○財務部次長（辻本土誠君） 濟いけません、もう一度確認をさせていただきたいと思いますが、泉第八小学校の、（委員堀徹男君「小学校ですね」と呼ぶ）小学校の分の、（委員堀徹男君「はい、御説明された部分」と呼ぶ）国庫補助金の部分ですか。（委員堀徹男君「はい」と呼ぶ）小学校費補助金というところですね。（委員堀徹男君「はい」と呼ぶ）

では、もう一度いたします。

これは、このたびの地震で建物全体に傾きが生じた泉第八小学校教職員住宅の新設及び既存住宅の解体に対する泉第八小学校教職員住宅新設事業補助金でございます、と申し上げました。

○委員（堀 徹男君） このたびの地震は関係ない事業だったと思うんですよね。去年は設計費含めて550万ぐらいの事業計画をされてたわけで、地震の影響で、何ですか、この補助金が設定された、歳入部分に組み込まれたという部分は、逆に言うと、影響があったから上乗せで何か、ここ、2分の1と書いてありますから、もともとの補助率だと思うんですけど、その説明はちょっとどうかなと思うもんですからですね。昨年度から事業計画してあると思うんですよ。

○財政課長（尾崎行雄君） 申しわけございません。その件につきましてはですね、国のほうに要望をですね、した関係でですね、災害に切りかえることなく、通常分で、当初要望してた通常分ですね、補助がついたということになっております。

○委員（堀 徹男君） じゃあ、通常分の予算がついたんですか。（財政課長尾崎行雄君「はい。通常分の補助として国からの内示が来たも

んですから、通常分としての、災害復旧での対応というのではなくて、通常分としての新築にもらっております」と呼ぶ) だから、次長の説明の仕方は誤解を招く説明じゃないんですかってことですよ。これは、ことし建て直しをされるというのは去年の段階であったわけですから。通常分でももちろんされてたと思うんですよ。で、今の説明は、今回の災害を受けてという御説明だったんですよ。

○財政課長(尾崎行雄君) それで、通常分ですね、要望したんですけれども、つかなかったんですよ。(委員堀徹男君「あ、つかなかったんですか」と呼ぶ) 最初、はい。ついてなくて、要は、当初予算に計上できなかったんですが、災害で実際、被害があったもんですから、追加のような形で、「内示が来たちゅうことでしょう」と呼ぶ者あり) 内示が来たと。実際、現地がですね、この災害がなければですね、もしかしたら来年度以降になってた可能性もあるんですけども、それが今回、被害を受けたということで、改めて補助は来たんですけども、通常分ということで来ましたという、そういう内容で。申しわけございません、申しわけございません。

○委員(堀 徹男君) はい、わかりました。

○委員長(堀口 晃君) ほか、ありませんか。

○財政課長(尾崎行雄君) 濟いませぬ、先ほど亀田委員の確認なんですけれども、災害関連ということで4億6389万9000円と申し上げた中にはですね、災害復旧費の1億3000万は入ってないんですけども、その説明でよろしかったでしょうか。(委員亀田英雄君「ああ、よかです。どのくらいかなと思ったもんですけん」と呼ぶ) ああ、はい。濟いませぬ。

○委員長(堀口 晃君) よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員(西濱和博君) 先ほど、今回の震災対応ということで、職員の給与面のあり方についてお尋ねしたところなんですけれども、八代市を問わず、熊本、益城、阿蘇方面の職員さんたち、今回、震災対応ということで昼夜を問わず不眠不休で市民対応、業務内容を担ってこられました。誠心誠意の対応に今、多くの市民からそうですね、ありがたいというお声を私のほうもいただいているところです。

1カ月、2カ月過ぎた今、職員がそういう業務を担っていらっしゃる中であって、熊本市あたりでも5月末、職員アンケートをとられたら、1割程度の職員さんが鬱状態にあるという報道や、県北のほうで職員さんがですね、震災関連かはわかりませんが、みずからの命を絶たれたという悲しいニュースも流れました。

本市におかれましてですね、早く平静に戻ればというふうに思うところですけども、職員の健康管理あつての市民への公共サービス提供ということにつながるかと思いますので、なお一層、健康管理には御留意いただきたいということで、具体的に改めて申すまでもありませんけれども、安全衛生委員会あたりを活用してですね、いろんな職場の声を聞き取って、適切な対応をされたりだとか、年度内に予定してある健康管理を前倒しで実施するあたりなど、そういった対応をですね、心がけていただければなというふうに思うところでございます。

そして、最後に1点ですけども、要望になりますが、人事課長にお尋ねした際にですね、非正規職員さんの緊急時の働き方について御提案したところですけども、そういった対応だけにとどまらずですね、例えば、職員全体にアナウンスされる住民自治の研修会だとか防災関係の勉強会だとかいった機会があれば、非正規職員さんにも声かけいただいて、常日ごろからそういう心づもり、正職、非正規の境なく市民サ

ービスに従事するという風土をですね、つくっていただければなというふうに思うところでございます。要望とかえさせていただきます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほか、意見ございませんか。

○委員（前川祥子君） 先ほども申し上げました災害援助の貸付事業、それから地域活性化センターのこういった助成事業に関してですね、先ほどは岩本部長のほうから周知はやっておりますと、通知は全て出しておりますというお話でございました。そういう形で、市民に不利益を与えないように、もしくは利益になるように、しっかりとそういうところのことは通知を出したり、周知をしていただきたいということを要望と、また意見として申し上げておきます。

○委員長（堀口 晃君） ほか、御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で、歳入等及び第2款・総務費について終了いたします。

ここで、執行部の入れかえがございます。小会いたします。

（午前10時56分 小会）

（午前10時57分 本会）

○委員長（堀口 晃君） それでは、本会に戻します。

引き続き、第8款・消防費について、総務部より説明をお願いいたします。

○総務部次長（丸山智子君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）総務部次長の丸山です。よろしくお願いいたします。では、着座にて説明させていただきます。

では、補正予算書の17ページをお願いいたします。一番上の表でございます。

款8・消防費、項1・消防費、目1・常備消

防費では、877万1000円を追加し、補正後の金額は16億5474万7000円といたしております。これは全額、広域行政事務組合への負担金で、内容といたしましては、仮称鏡消防署氷川分署の庁舎建設事業におきまして、当初は来年度実施予定であった外構工事を前倒しして今年度の造成工事とあわせて実施することになったため、当該工事費用に係る本市負担分を追加するものです。その理由といたしましては、同時発注により経費削減が見込まれること、また、熊本地震や東京オリンピックの影響で来年度以降は人件費や原材料費がさらに高騰するおそれがあることなどを消防本部において総合的に検討された結果、前倒しすることになったものでございます。

次に、目4・防災管理費では87万5000円を追加し、補正後の金額は8231万2000円といたしております。内容につきましては、全額、RKKデータ放送住民情報サービス・データポンの加入に係る使用料で、内訳は月額9万7200円の9カ月分でございます。これは、地上デジタル放送のデータ放送を利用して地域独自の情報を発信できるサービスで、災害時などさまざまな行政情報を24時間いつでも表示することができますので、防災行政無線を補完する伝達手段の一つとして導入するものでございます。

以上を合わせまして、消防費の補正額は964万6000円で、補正後の総額は20億5849万8000円といたしております。

以上、説明とさせていただきます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） 以上、説明が終わりました。

以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質

疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（西濱和博君） 濟いせん、予算関係でなくて非常に恐縮なんですけど、この機会にぜひちょっとお話しさせていただきたいことがあります。

今回の地震対応です、災害対策本部は今回、予算の所管課である危機管理課の職員さんが中心的な役割を担ってこられてるということを承知しています。前年度の総務委員会で私、申し上げたんですが、何か有事があったときに、優秀な職員さんはいらっしゃるけども絶対数が足りないんじゃないかというような指摘をさせていただきました。今回の件で八代市はもとより、他の自治体でもですね、危機管理体制のあり方というのを検証すべきところにあるかと思いますが、今後、組織のより一層の危機管理の対応能力をですね、充実させるためにも、組織のあり方をいま一度ですね、関係の部署の幹部の皆様方で御一考いただければなというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） ほか、意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） ないようであれば、これより採決をいたします。

議案第67号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号・専決処分の報告及びその承認について（平成27年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分））

○委員長（堀口 晃君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第72号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（辻本土誠君） それでは、引き続き、座らせていただきまして、説明をいたします。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。議案第72号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、平成27年度八代市一般会計補正予算・第10号で、3月定例会後に、繰越明許費の追加及び廃止並びに起債の調整や剰余金を積み立てる必要から、平成28年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

第1条は歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ6億2208万7000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ6億1363万1300円といたしております。

また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては7ページの表で説明いたします。

それでは、7ページをお願いいたします。

第2表・繰越明許費補正でございますが、まず、1の追加としまして、款2・総務費、項1・総務管理費の市庁舎建設事業で762万円の繰越限度額の設定を行っております。これは、平成27年度の当初予算に計上しておりました新庁舎建設基本構想策定業務委託などについて年度内の完了が困難となったことによるものでございます。

次の款3・民生費、項2・児童福祉費におきまして、私立保育所施設整備事業で265万7000円の繰越限度額の設定を行っております。これは、平成27年度6月補正予算に計上して

おりました東陽町の太陽保育園の園舎移転改築に係る補助金で、解体工事及びアスベスト飛散防止のための養生に不測の期間を要したため、繰り越すものでございます。

次の款５・農林水産業費、項１・農業費におきまして、まず、担い手確保・経営強化支援事業で９８７万円の繰越限度額の設定を行っております。これは、平成２７年度３月補正予算において、国の経済対策でＴＰＰ関連政策事業として７億９８２５万７０００円を計上しておりましたが、国からの補助採択通知が予定よりおくれ、採択額も９８７万円であったことから、歳出において予算額を減額するとともに、交付対象事業者が事務事業を予定どおりのスケジュールで実施できなくなり、年度内に完了できなくなったため繰り越すものでございます。

次の青年就農給付金事業では４５０万円の繰越限度額の設定を行っております。これは、給付対象者３名について、給付要件が２８年度にならなければ整わないため、年度内の執行が困難となり、繰り越すものでございます。

次に、２の廃止では、款４・衛生費、項２・生活環境費におきまして、環境センター建設事業で環境センターから九州電力の変電所まで、特別高压配電線の引き込み工事の負担金として１億３３７０万円を平成２７年度３月補正で予算化し、あわせて繰越明許の設定をしておりましたが、国からの交付金が平成２７年度分として採択されなかったため、今回、繰越明許費を廃止し、再度、平成２８年度の６月補正予算で計上いたしております。

次に、第３表・地方債補正でございますが、詳しい内容は後ほど１２ページの歳入、款２１・市債で説明をいたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

続きまして、歳入を説明いたします。１１ページをお願いいたします。

款１０、項１、目１・地方交付税で、２億９５４６万６０００円を増額補正しております。これが今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款１４・国庫支出金、項２・国庫補助金、目３・衛生費国庫補助金、節２・生活環境費補助金で、４４５６万６０００円を減額しております。これは、先ほど繰越明許費の廃止で説明いたしました環境センター建設に伴う九州電力への工事負担金に対して予定をしておりました循環型社会形成推進交付金を減額するものでございます。

次に、款１５・県支出金、項２・県補助金、目４・農林水産業費県補助金、節１・農業費補助金で、７億８８３８万７０００円を減額しております。これも、先ほど繰越明許費の追加で説明しました担い手確保・経営強化支援事業の減額に伴い、その財源である担い手確保・経営強化支援事業補助金を減額補正するものでございます。

１２ページをお願いいたします。

款２１、項１・市債、目１・総務債、節１・総務管理債で、９４９０万円の増額補正をしております。これは臨時財政対策債でございますが、地方の一般財源の不足を補うために特例として発行される地方債で、後年度、起債償還額の１００％が地方交付税で措置されるもので、当初見込みより借り入れることができるようになったことにより、増額を行ったものでございます。

次の目２・衛生債で８４６０万円を減額しております。これは、先ほどから説明しております環境センター建設事業の九電への負担金に対して予定しておりました借り入れ分を減額するものです。

次の目４・土木債では、節１・道路橋梁債の市内一円道路整備事業で９５００万円を減額補正しておりますが、これは、起債償還額に対して地方交付税措置のない事業の一部について借

り入れを取りやめたことによるものでございます。次の節２・河川債では、県河川海岸事業負担金で１０万円を増額しておりますが、これは、県河川海岸事業の事業費精算に伴い１０万円分不足したため、今回、増額するものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。１４ページをお願いいたします。

款１２・諸支出金、項１・基金費、目３・市有施設整備基金費で、３億円を計上しております。これは、平成２７年度の決算収支で余剰金が見込まれましたことから、今後の環境センター建設などに多額の経費を要することが予想されますので、それらの財政負担軽減のために積み立てを行うものでございます。なお、３億円積み立て後の市有施設整備基金残高は約４３億２０００万円でございます。

以上で、平成２７年度八代市一般会計補正予算・第１０号の説明といたします。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） ただいま説明が終わりました。

以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

○委員（堀 徹男君） １２ページの市債の臨時財政対策債のですね、さっき確保額が、確保されたとか何とかとおっしゃったような。済いません、もう一回説明、お願いしていいですか。

○財務部次長（辻本土誠君） それでは、もう一度、臨時財政対策債の部分の説明を申し上げます。

この臨時財政対策債でございますが、地方の一般財源の不足を補うために特例として発行される地方債でございまして、後年度、起債償還額の１００％が地方交付税で措置されるもので、当初見込みより借り入れることができるようになったことにより増額を行ったものでござい

す、と申し上げたところでございます。

○委員（堀 徹男君） 済いません、当初見込みより借り入れる額が、枠がふえたということですか。

○財政課長（尾崎行雄君） おっしゃるとおりでございます。

○委員（堀 徹男君） ちなみに、その発行限度額みたいなものって、単年度でずっと指定か何かあるんですか。今回、おたくは幾らまでですよみたいな。

○財政課長（尾崎行雄君） 定められた計算式に応じてですね、算出するようになっております。で、向こうから、国のほうから、八代市はことしは幾らですということで最終的には確定額が来るようになっております。

○委員（堀 徹男君） じゃあ、わかりました。後でまた個別に聞きましょう。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第７２号・平成２７年度八代市一般会計補正予算・第１０号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第７４号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例等の一部を改正する条例）

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第74号・八代市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼市民税課長（碓塚康浩君） 市民税課の碓塚でございます。よろしくお願いいたします。座りまして説明させていただきます。

議案書の29ページをお願いいたします。議案第74号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

提案理由でございますが、専決処分した事件については、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があることから提案するものです。

30ページをお願いいたします。

専決第3号・専決処分書でございまして、内容は、八代市市税条例等の一部を改正する条例でございます。

31ページから43ページまでは改正条文が記載されておりますが、わかりにくいと思いますので、改正内容の主なものにつきまして、お手元に配付しております、右上に議案第74号関係資料というふうにあると思いますが、ございますでしょうか。この資料で御説明いたしたいと思います。

専決の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する等の法律が28年3月31日に公布され、28年4月1日からの施行となりますことから、八代市市税条例におきましても必要な改正を行い、3月31日付で専決処分したものでございます。

改正の内容につきましては、市民税に関するものは私のほうで、資産税に関するものは、この後、浅田資産税課長より御説明いたします。

市民税に関するものは、特に身近に関係するものの中から主なもの4つを御説明いたします。

1つ目は、法人市民税の税率に関してでございます。

これにつきましては、平成26年10月1日からの事業年度が始まる法人の税率を14.7から12.1%に引き下げましたが、29年4月1日から消費税が10%になる予定でしたので、それに合わせて、さらに税率を3.7%引き下げて8.4%にするというものでございます。税率が下がることで市にとっては税収が減りますが、国の考えでは、減収分につきましては、国税である地方法人税の税率を上げ、その増収分を各自治体に交付税として配分し、財源を補填するとのことです。これは、消費税が上がることにより法人の収益に影響があることが想定され、特に都市部と地方の地域間格差を是正するためとのことでございます。

2つ目、軽自動車税についてでございます。

昨年も当委員会でグリーン化特例、いわゆる燃費性能、排ガス基準において一定の環境性能を有する車については税額が軽減されることを御説明いたしましたが、今回の改正では、平成29年4月1日の消費税10%引き上げ時に県税である自動車取得税を廃止し、自動車税、軽自動車税にそれぞれ環境性能割を創設します。そして、軽自動車環境性能割の税率は取得価額の2%を上限とし、県が賦課徴収を行うことになります。よって、軽自動車税は、環境性能を有する車は環境性能割、それ以外の車は種別割という2種類に分かれることになります。また、グリーン化特例の適用期限も1年延長されますので、28年度中に購入された対象車は平成29年度の税額が軽減されることになります。

3つ目、医療費控除についてでございます。

一定の要件を満たすものに対しては、いわゆるスイッチOTC医薬分の購入費用について、セルフメディケーション、自主服薬推進のための所得控除制度を導入するものでございます。現在、国税、住民税において医療費控除という所得控除がありますが、所得の5%もしくは10万円を医療費支出額が超えた場合、適用にな

ります。これとは別に、スイッチOTC薬を対象として、1.2万円を超えた購入費が、10万円から1.2万円を引きますので8.8万円を限度に所得から控除される特例措置でございます。

この特例措置を受けるには前提条件があり、メタボ健診や予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診などの取り組みを行っていることが必要です。また、従来の医療費控除との併用はできません。どちらか1つとなります。

スイッチOTC薬とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品ですが、具体的には、ちょっとわかりにくいので幾つか申し上げますけど、例えば、これは、要指導医薬品の中ですね、コンタック鼻炎Zとか、あるいは第1類医薬品、一般用医薬品ですけど、ガスター10とか、種類がですね、たくさんありまして、どれが対象になるのかは1つ1つ見てみないとちょっとわからないということで、非常にわかりにくいといえますか、そういうふうな改正でございます。

適用期間は、平成30年度から平成34年度まででございます。

4つ目、市たばこ税です。昨年も申し上げましたので、簡単に御説明いたします。本年4月から既に上がっておりますのでお気づきかと思いますが、旧3級品6種類が1箱20円値上がりしております。平成31年4月まで毎年上がり、特例税率を廃止するものでございます。

資料の裏面を見ていただけますでしょうか。

これは地方税法の改正ではありませんが、マイナンバーの記載に関するものでございます。個人の市民税と特別土地保有税の減免申請については、昨年3月の平成27年度税制改正大綱では申請書にマイナンバーを記載させる予定でしたが、昨年12月16日に公表された平成28年度税制改正大綱では、マイナンバーの記載に係る本人確認手続やマイナンバー記載書類の

管理負担に配慮し、記載させないこととなったものでございます。

市民税課からは以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○理事兼資産税課長（浅田敏男君） 資産税課の浅田です。引き続き、座りまして説明をさせていただきます。条例の一部改正、資産税課分につきまして、引き続き、総務委員会資料に基づきまして御説明をいたします。

資料の2ページ、2、固定資産税に関するものをごらんください。

今回の改正は、家屋・償却資産の課税標準及び税額の特例によるもので、地方税法の改正により、課税標準及び税額の軽減割合を一定の範囲内で地方公共団体が自主的に判断し条例で制定することとされたことから、これらの割合を定めるものでございます。

まず、それぞれの対象につきまして御説明をいたします。

初めに、（1）の第5項は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、民間業者が新たに取得した津波対策の用に供するための防潮堤、津波避難施設等の港湾施設がその対象となります。

（2）の第8項は、太陽光発電設備に関する特例で、平成27年度までは電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定を受けた方、受けられた方が対象となっていました。平成28年度からは買い取り制度の対象とならない自家消費型に係るものとなっております。

また、第9項から第12項までは風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電のそれぞれの設備が対象で、再生可能エネルギー電気の調達に係る特別措置法の認定を受けられた方となっております。

次に、（3）の第15項は、都市再生特別措置法に基づき、都市機能誘導区域内に誘導すべ

き医療施設、福祉施設等の整備計画の認定を受けた認定業者が整備した公共施設の用に供する家屋及び償却資産が対象となります。

なお、最初に説明いたしました（１）につきましては、熊本県は津波防災地域づくりに関する法律で規定する該当区域ではないこと、また、最後に説明しました（３）につきましても、都市再生特別措置法に基づく該当地域ではないことから、本市には今のところ直接は関係ありませんが、条例で制定しておく必要があることから定めたものでございます。

最後に、特例割合を説明いたしますと、（２）の②に掲載しております自然条件によらず安定的な運用が可能な水力発電、地熱発電、バイオマス発電のそれぞれの設備についての参酌すべき割合は、特例率が拡充されており、それ以外につきましては、今回の地方税法の改正前と同じ割合が参酌すべき割合としてそれぞれ示されていることから、その割合を参考として定めております。

以上が今回の改正の主なもので、平成２８年４月１日から施行となり、いずれも地方税法の改正に伴うものでございます。

以上で、資産税課関係分の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） 以上、説明をいただきました。

以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 市民税のことでお尋ねをしたいんですけど、冒頭の説明で、法人市民税の税率の引き下げ分の穴埋め、これは、国が何で財源を手当てするんでしょうか。（理事兼市民税課長碓塚康浩君「地方法人——」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） ちょっと待ってください。

○理事兼市民税課長（碓塚康浩君） 国税の中で法人税とは別に地方法人税というのがありま

して、その税率が今はたしか４％台ぐらいなんですけど、それを１０％近くまでに上げて、国税として１回吸い上げて、それを財政力の弱いところには交付税として補填するというやり方をとりたいというふうな国の意図です。

○委員（堀 徹男君） いやあの、全額、地方交付税の原資だったと思うんですよね、地方法人税。だから、その交付税で上乗せをしてくるということで理解していいんですかね、差額分。

○理事兼市民税課長（碓塚康浩君） 法人市民税の実際、税率が下がったことによる減収分ですよね、それを地方法人税が逆に上げて、増収分で補填をすると。委員おっしゃられたように、地方法人税での補填と。これを交付税化することになりましたので。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。

○委員長（堀口 晃君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） ないようでございます。

これより採決いたします。

議案第７４号・八代市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第７６号・専決処分の報告及びその承認について（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条

例)

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第76号・行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○文書統計課長（橋口幸雄君） 文書統計課でございます。議案第76号・専決処分の報告及びその承認について説明いたします。座って説明させていただきます。

議案書のページとしましては47ページからでございますが、あらかじめ配付しておりますこちらの資料、右肩に議案第76号関係とある、こちらの資料をもとに説明いたします。

それでは、1の専決処分の概要でございますが、そちらに書いてありますとおり、本年度から施行されました新しい行政不服審査法に対応するため、本年3月定例会を経て制定しました行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の附則における経過措置等の規定を、専決処分により改正したものでございます。

次に、2の今回専決処分をした理由でございますが、3月議会の終了後に条例例が変更されて、4月1日までに条例の改正が必要でありましたことから、下の3にありますとおり、3月31日付で専決処分をした次第でございます。

次に、4の改正内容でございますが、具体的な改正内容としましては、（1）にありますとおり、固定資産税の価格に不服がある場合の審査手続等における改正後の規定の経過措置について、その適用区分がより明確になるよう改正したものでございまして、下の（改正前）では、下線に書いてありますとおり、平成28年度以後の固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出について適用すると規定していたものを、（改正後）にありますとおり、平成28年4月1日以後の公示や通知がされる場合に

ついて適用するとしておりまして、要は、改正後の条例の適用される部分がより詳しく明確になるよう改正したというものでございます。

また、最後の行の（2）でございますが、これは、地方税法において、固定資産評価審査委員会委員の定数は条例で定めとなっておりますことから、今回あわせて改正したものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いします。

○委員長（堀口 晃君） 以上で説明いただきました。

以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） ないようでございます。

これより採決いたします。

議案第76号・行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第77号・専決処分の報告及びその承認について（平成28年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分））

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第77号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めま

す。

それでは、歳入等、歳出の第2款・総務費及び第10款・災害復旧費中、財務部及び企画振興部所管分について、財務部より一括して説明をお願いいたします。

○財務部次長（辻本土誠君） それでは、議案第77号・専決処分の報告及びその承認について御説明いたします。座って説明させていただきます。

議案書の53ページをお願いいたします。議案第77号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、平成28年度八代市一般会計補正予算・第1号で、本年4月の熊本地震で被害を受けました施設の災害復旧経費及び災害関連経費につきまして、平成28年5月13日に緊急に専決処分を行ったものでございます。

それでは、57ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で、歳入歳出それぞれ10億3666万3000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ613億5650万円といたしております。

次に、第2条で債務負担行為の補正を、第3条で地方債の補正をしておりますが、内容につきましては60ページの表で説明いたします。

それでは、60ページをお願いいたします。

第2表・債務負担行為補正では、仮設庁舎リース経費として、期間を平成29年度から平成33年度までの5年間、限度額を7億2900万円に設定しております。これは、このたびの地震により本庁舎を閉鎖したことに伴い、市中心部に在住する市民に対する窓口機能等の利便性が損なわれているため、本庁敷地内に仮設庁舎を建設し、新庁舎が完成するまで使用するものでございます。

次に、第3表・地方債補正では、災害復旧事業について追加するものでございまして、限度額1億6220万円で、起債の方法、利率、償

還の方法につきましてはこれまでと同じでございます。

なお、詳細につきましては、66ページの歳入、款21・市債のところで改めて説明をいたします。

それでは、歳入から説明いたします。64ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で、6億1339万4000円を増額補正しております。これが今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目3・災害復旧費国庫負担金、節1・公共土木施設災害復旧費負担金で、1億1755万9000円を計上しております。これは、本年4月の熊本地震により被災しました道路橋梁施設、市道昭和東西7号線ほか20路線、並びに都市計画施設のうち大島公園及び八代城跡公園の原状復旧等に要する経費に対する公共土木施設災害復旧費負担金でございます。次に、節2・文教施設災害復旧費負担金で、1026万9000円を計上しておりますが、これも、本年4月の熊本地震により被災しました小学校5校及び中学校5校の原状復旧等に要する経費に対する公立学校施設災害復旧費負担金でございます。

65ページに移りまして、同じく項2・国庫補助金、目6・災害復旧費国庫補助金、節1・厚生施設災害復旧費補助金で、7384万3000円を計上しております。これは、今回の地震で発生しました災害廃棄物の受け入れ及び処分に要する経費、並びに地震により被災しました清掃センターのコンプレッサー等機器の取りかえなどに対する災害等廃棄物処理事業費補助金でございます。次の節2・文教施設災害復旧費補助金で1186万3000円を計上しておりますが、これは、今回の地震で被災しました松高公民館ほか3館と赤星公園及び図書館の原

状復旧に要する経費に対する公立社会教育施設災害復旧費補助金でございます。

次に、款１５・県支出金、項２・県補助金、目８・災害復旧費県補助金、節１・農林水産業施設災害復旧費補助金で、４７５３万５０００円を計上しておりますが、これも、このたびの地震により被災しました昭和同仁町排水路及び鏡町塩浜排水路などの原状復旧に要する経費に対する農業施設災害復旧費補助金３１４６万円と、同じく地震により被災しました林道岩奥南川内線など４路線の原状復旧に要する経費に対する林道施設災害復旧費補助金１６０７万５０００円でございます。

６６ページをお願いします。

款２１、項１・市債、目８・災害復旧債、節１・農林水産業施設災害復旧債で、４９３０万円を計上しております。これは、先ほど県補助金の説明で申し上げました災害復旧事業に伴うものでございますが、排水路等、農業施設災害復旧事業の市債で、起債対象事業費から県補助金を除いた額の９０％、４１４０万円、及び林道４路線の林道施設災害復旧事業の市債で、起債対象事業費から県補助金を除いた額の９０％、７９０万円でございます。次に、節２・公共土木施設災害復旧債で、１億１２９０万円を計上しておりますが、これも先ほど国庫負担金の説明で申し上げました災害復旧事業に伴うものでございますが、市道３０路線の道路橋梁施設災害復旧事業の市債で、起債対象事業費から国庫負担金を除いた額の１００％、１億３１０万円、及び１河川の河川施設災害復旧事業の市債で、起債対象事業費の１００％、５５０万円、そして、２公園の都市計画施設災害復旧事業の市債で、起債対象事業費から国庫負担金を除いた額の１００％、４３０万円でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。６７ページをお願いいたします。

款２・総務費、項１・総務管理費、目４・財

産管理費で、１億４０５１万７０００円を計上しております。

説明欄の上から、まず、本庁舎及び別館の建物監視警備事業の９３６万１０００円は、現在閉鎖しております本庁舎及び別館の警備を、閉鎖後２カ月間を有人警備で行い、その後は機械警備に切りかえるものでございます。

次の本庁舎等閉鎖に伴う移転事業の６４２万４０００円は、本庁の電話交換機を鏡支所に移設する経費及び移転先への電話機設置に要する経費などでございます。

次の仮設庁舎建設等事業の１億２３４９万３０００円は、本庁敷地内に建設する仮設庁舎の今年度分のリース料８１００万円、仮設庁舎用電話交換機等設置工事費１３７０万円、庁舎北側敷地路面舗装等の工事費２０００万円などでございます。なお、仮設庁舎のリース料は、平成３３年度までの５カ年事業として総額８億１０００万円を予定しているもので、このうち平成２９年度から平成３３年度までを限度額７億２９００万円の債務負担行為として設定しております。

次の本庁・千丁支所間市民移動支援事業の１２３万９０００円は、本庁から千丁支所への無料シャトルバスを運行するための業務委託に要する経費でございます。

次に、同項、目６・情報推進費では、９５６万５０００円を計上しております。これは、電算システム機器を本庁から鏡支所に移設する経費などで８５４万８０００円、及び仮設庁舎移転に伴うネットワーク通信経費で１０１万７０００円となっております。

次に、項２・徴税費、目１・税務総務費で、１５万１０００円を計上しております。これは、罹災証明書発行業務に係る被害認定調査に必要な物品の購入経費でございます。

６８ページをお願いします。

項３・戸籍住民基本台帳費、目１・戸籍住民

基本台帳費に66万8000円を計上しておりますが、これは、地震により本庁舎を閉鎖したため、守衛室前に設置しております証明書自動交付機をハーモニーホールへ移設する経費でございます。

ページが飛びまして、74ページをお願いいたします。

款10・災害復旧費、項5・その他公共施設・公用施設災害復旧費、目3・その他公共施設・公用施設災害復旧費で、785万3000円を計上しております。これは、今回の熊本地震で被災しました千丁支所1階のエレベーター付近のクラック補修を初め、本庁舎5階の煙感知器の防水加工及び鏡支所、東陽支所の施設補修に要する経費などでございます。

以上で財務部所管分の説明といたします。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） ただいま説明が終わりました。

以上の部分について質疑を行います。

○委員（亀田英雄君） えっとですね、財源の部分なんです、全員協議会ときだったかな、岩本部長、特別交付税という話、財源はそれに充てるという話をされたと思うんですが、今回、地方交付税ということで、この64ページ、あつとですが、それは同じ話ですね。特別交付税——地方交付税の中に特別交付税が入るちゅう話ですね。その確認です。

○財務部長（岩本博文君） はい、地方交付税の中には普通交付税と特別交付税がありますので、そのうちの特別交付税というところでの対処です。

○委員（亀田英雄君） 特別交付税は結局、まだ確定できた財源ではないというふうに思うんですが、内示か何かあったんですか。

○財務部長（岩本博文君） 特別交付税の仕組みといたしましては、特殊事情ということで、これからこういう事情があったのでということ

でまた申請をいたします。その後、その申請に基づいたところで決定がございますので、決してそれについてこれだけかかったからということで内示をいただいているところではないと。これだけ必要であるというところから申請をして、そして、そういう認めていただくような努力をしていくということになります。

○委員（亀田英雄君） だけん、そこに特別、特交ということで充てとるちゅう話ですね。それが認めてもらえなかったときには、何か財源の組み替えせんばんという手続になっていくんですかね。そのときはどんな手順をとられるんですか。

○財務部長（岩本博文君） 通常、こういう災害関係については、大体、100%近い形で補填があるというふうに、（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）はい、制度上なってますので、それ、なかったというところでの想定は今のところ考えてはおりません。

○委員（亀田英雄君） わかりました。えっとですね、60ページ、仮庁舎リース料なんです、債務負担行為、今までこんな高額の債務負担行為を専決でされたという例はありますか。

（「記憶にあるのか」と呼ぶ者あり）記憶にありますか、ないですかという話ですが。

○財政課長（尾崎行雄君） 申しわけございません、記憶にはございません。

○委員（亀田英雄君） 債務負担行為もなんですが、専決の通常の、まあ災害だけんということになつとでしようが、通常、どのくらいまでと、部長、思いなつですか、専決でしなつとは。

○財務部長（岩本博文君） 専決処分するときの金額の幅がどれくらいまでかというお尋ねだと思いますが、（委員亀田英雄君「ですね」と呼ぶ）上限設定については、私の頭の中では、まずは財源を考えて、その財源の中で対応できる範囲内での専決処分というところから考えております。

○委員（亀田英雄君） 先ほど職員の、あったじやなかですか、4月分のつもまだ未払いになっとる中で、5月分で予算でよかでしょうって思ったということでもんね。議会ば招集すればいいのにと私は思うんですよ。あつて、まだあつて、入札はあったっですかね。まあ、その辺はわからぬとですが。これだけ高額のをばするときに、まあ、それがなかったけん専決すつとでしょうばってんが、余りにも高額だと。どっちみち議会に承認ば求むつとですけん、何なっと承認の取り方があつとだろつというふうに思ったですが、その辺に何かこう、何か手続をとるとか、そういう余地はなかったですか。

○財務部長（岩本博文君） 金額の設定についての基本的な考え方について、財政課長、8億1000万の、それをちょっと。（委員亀田英雄君「しゃんですね、それも聞きたかった」と呼ぶ）

○財政課長（尾崎行雄君） 8億1000万につきましてはですね、業者から見積もりを緊急にとりまして、それから、うちのほうから建築住宅課のほうに依頼を出しまして、専門技士のほうで精査した上での8億1000万という金額を採用いたしました。それが、はい、必要分ということとしております。

○委員（亀田英雄君） 緊急的という、申されるならですよ、もっと違ったやり方が検討されることも可能ではなかったかなというふうに思うんですよ。うちは入札したとかという説明が岩本部長からあったっですが、よそはもっと早く仮設をしておりますし、その辺の議論の過程というのはなかったんですか。

○財務部長（岩本博文君） 随意契約でいくか一般競争入札でいくかという、要するに、スピード感を持ってするということであれば随意契約という話になります。ただ、私たちもプレハブリース料金がどれくらいになるかというところの積算をした結果を、この8億、約8億とい

う金額を得たところで、これほどの大きな金額であれば随意契約するのは物すごく慎重にしなければいけないというような判断があります。そういう判断の中で、やはり金額を見たところで入札したほうが、いろいろとまた、何といたしますか、随契の場合はいろんな話がいろんなところで出てまいりますので、そういうことを払拭するためにも入札でいくと。というところで、入札に入るための物すごく期間をです、早く入札に入りたいというようなところでどんどん事務を進めて現状になったというような状況でございます。

○委員（亀田英雄君） 金額の話じゃなくてですよ、サービスのやり方の部分です。市民の皆さんが困っておられるというような言葉が何遍となく、何回も言われるっじやなかですか。なら、もう窓口だけ急ぐとかですよ、いろんなやり方が検討されなかったのかという話なんですけど。やっぱり全部、一緒に持っていかなければあかんという話だったっかという話ですたいね。取り急ぐべきことをする必要があったんじゃないかという話なんです。

○財務部長（岩本博文君） 取り急ぎ取り組んだところで、また第2弾、第3弾というふうに持っていっていった場合、その辺は財政的な面からちょっと考えてしまいますもんですから、一番合理的なやり方で、徐々にではなくて、最終的にこうやっていこうという結論を得たところで発注したというようなところですよ。

○委員（亀田英雄君） 10月にということなんですが、いろんな人と話をする中で、10月ではもう終わってる、いろんなことが終わってしまうよつという話があるんですよ。それに対して、どぎゃん思われなつてですか。

○財務部長（岩本博文君） 10月で終わってしまうというところもあるんでしょうけれども、次はやはり庁舎が、本庁舎が使えませんので、本庁舎が建設されるまでのまた5年近くの長い

期間、そこで業務をしなければならないという
ようなことも考えまして、今のような結論にな
っております。

○委員（亀田英雄君） もう一点。済いません、
長うなって。あすこで初日にちょっと市長にお
尋ねしたんですが、陳情だったか、出とっじゃ
なかですか。検討する余地がある、ないですか
というようなことをお尋ねしたときに、お答え
がなかったんですが、岩本部長なりのこの使い
方ですたい。陳情が出とったじゃなかですか。
プレハブだけじゃなくて、いろんなやり方を検
討してもらえんのかという趣旨の、出とったと
思います。それについて検討する余地がありま
せんかという話は伺ったんですが、お答えがも
らえませんでした。質問の回数もあったもんで
すけん聞かぬだったんですが、岩本部長なりの見
解を伺えれば、伺うことができれば伺わせてく
ださい。

○財務部長（岩本博文君） 済いません、そこ
はやっぱりじっくり検討させて、お答えをさせ
ていただきたいと思います。申しわけありませ
んが、そういうところです。（委員亀田英雄君
「終わります」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質
疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（亀田英雄君） もう質問でわかったと
思うのですが、このやり方について、非常に違
和感があります。承認しかねますので、その旨、
意見として出したいと思います。

○委員長（堀口 晃君） ほか、意見ございま
せんか。なければ以上で――。

○委員（成松由紀夫君） 一つよろしいですか。
この間、冒頭からということいろいろ出てま
すけども、罹災証明発行の部分でですよ、仮設

庁舎というのはもう中心部の皆さん方は大変御
苦労されとって、窓口の、我々が理解しとるの
は、窓口業務をされる範囲での仮設庁舎が一番
メインなんだろうというのは理解しとるとです
けども、実際問題、中心部に仮設庁舎が１０月
ということも、遅いというような意見も議会の
中から出てきてる部分も踏まえてですね、例え
ば、出張所で受付業務ができるようにするとか、
それとか、臨時的にプレハブの１０月までも遅
い、遅いという意見が出てますよね。となれば、
何か代替で最寄りのどっか、市役所の、旧市役
所、旧ちゅうか、今あいとるところの市役所周
辺あたりでも何かそういう受付業務ができるよ
うなところでもですね、執行部のほうで御一考し
ていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で、
歳入と歳出の第２款・総務費及び第１０款・災
害復旧費中、財務部及び企画振興部所管分につ
いてを終了いたします。

執行部入れかえのため、小会とします。

（午前１１時５３分 小会）

（午前１１時５４分 本会）

○委員長（堀口 晃君） 本会に戻します。

引き続き、第８款・消防費及び第１０款・災
害復旧費中、総務部所管分について、総務部よ
り説明をお願いいたします。

丸山総務部次長、お願いいたします。

○総務部次長（丸山智子君） では、消防費に
つきまして、御説明申し上げます。じゃあ、着
座にて説明させていただきます。

補正予算書の７０ページをお願いいたします。
一番下の表、款８・消防費でございます。

項１・消防費、目２・非常備消防費におきま
して８２８万５０００円を追加し、補正後の金

額は2億9914万5000円といたしております。主な内容でございますが、消防団活動事業の766万円は、地震により開設いたしました避難所運営に係る消防団の災害警戒などの活動に伴う延べ4200回分の出動手当、及び積載車等のガソリン代などでございます。また、消防団整備事業の62万5000円は、地震により被災した消防団管理施設の補修に対する補助金で、詰所3カ所、ポンプ格納庫1カ所に係るものでございます。

次に、71ページをお願いいたします。

目4・防災管理費では、2415万8000円を追加し、補正後の額を8143万7000円といたしております。説明欄の本庁舎等閉鎖に伴う移転事業626万5000円は、防災行政無線等の装置一式を、危機管理課の移転にあわせて本庁舎3階から鏡支所2階へと移設するための委託料でございます。次に、避難所運営事業1789万3000円は避難所の開設運営に要した経費で、需用費123万円は衛生・清掃用品などの消耗品費が30万円、支援物資等配送用燃料費15万円、車両等修繕費78万円、避難所運営支援及び安全確保に当たる警備員等の配置に要した委託料が1656万3000円、台車等の備品購入費が10万円でございます。

以上、合わせまして消防費の補正額は3244万3000円で、補正後の総額は20億4885万2000円でございます。

引き続きまして、災害復旧費を御説明申し上げます。74ページをお願いいたします。

下の表で、項5・その他公共施設・公用施設災害復旧費、目2・消防施設災害復旧費でございます。補正額は100万円を計上いたしております。内容といたしましては、千丁町北吉王丸地区の防火水槽1基の修繕に係る需用費でございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） ないようでございます。

これより採決いたします。

議案第77号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手多数と認め、本件は承認されました。

小会いたします。

（午前11時58分 小会）

（午前11時58分 本会）

◎議案第85号・八代市行政財産使用料条例の一部改正について

○委員長（堀口 晃君） それでは、本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。議案第85号・八代市行政財産使用料条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○財政課長（尾崎行雄君） 財政課の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

議案第85号・八代市行政財産使用料条例の一部改正について御説明いたします。座って説明させていただきます。

こちらは、提案理由といたしまして、電気通信事業法施行令の改正に伴い、使用料条例の改正が必要なため、提案いたしております。

（「何ページ」と呼ぶ者あり）145ページ、

146 ページでございます。申しわけございません。はい。こちら、八代市行政財産使用料条例の中の下段にですね、別表の備考欄 1 に第 6 条と明記しておりますが、それが 8 条に改めるというものでございます。

これは、これにつきましてはですね、この備考欄 1 に、電柱の設置に係る使用料については、電気通信事業法施行令第 6 条の規定の例により算定するものとするとしてしましたこの電気通信事業法施行令が、平成 28 年、本年 2 月 3 日に 2 条、3 条が追加されたことにより、当該の 6 条が 8 条に変更になったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第 85 号・八代市行政財産使用料条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、原案どおり可決いたしました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に、本委員会付託となっている請願、陳情はございませんが、要望書等につきまして、写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただきたいと思います。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告書の作成につい

ては、委員長に御一任いただきたいと思います
が、これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 異議なしと認め、そのように決しました。

◎その他

・「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書」議決の要請について

・「行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書」議決の要請について

○委員長（堀口 晃君） 次に、付託されました案件のほかに、熊本県市議会議長会から平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書、及び行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書の議決について要請がなされております。議会運営委員会で協議の結果、当委員会に送付されてきました。ついては、その取り扱いについて御議論をお願いいたします。

内容については、お手元に配付してあります資料のとおりであります。資料については少し説明が必要かと思しますので、事務局より説明をさせます。

（書記、説明）

○委員長（堀口 晃君） その間にある部分については、文教福祉委員会のほうに付託されているみたいでございますので、今説明がありました部分、平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書、それと、最後のページの行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書、この 2 件でございます。御意見等ございませんでしょうか。

○委員（中村和美君） これは県内みんな、熊本地震でございますので、早目にやっていただきたいと、このようにお願いを申し上げたいと

思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） ほかございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、お諮りいたします。

本件の趣旨に賛同の上、議員発議として提案したいと思いますが、御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 異議なしと認め、そのように決しました。ついては、本委員会で発議することとし、これに御了解願えますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 了解というふうにさせていただきます。

案文については、事務当局と調整することとし、後日、発議の手続をとらせていただきますので、御了解願います。

なお、趣旨弁明はどなたにお願いいたしますようか。

（「委員長に」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。それでは、そのように、委員長ということで行います。

◎所管事務調査

・行財政の運営に関する諸問題の調査

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（堀口 晃君） あとは、所管事務調査となります。

まず初めに、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。このうち行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して、3件、執行部から発言の申し出があります。これを許します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（平成28年熊本地震に係る被災状況について）

○委員長（堀口 晃君） まず初めに、平成28年熊本地震に係る被災状況についてをお願いしたいと思います。

○総務部長（水本和博君） 総務部の水本でございます。お疲れさまです。

それでは、所管事務調査1項目めということで、平成28年熊本地震に係る被災状況についてということで御報告させていただきます。

全員協議会の中でも御報告のほうを申し上げておりますが、その後の状況も含めまして報告をさせていただきます。

報告につきましては、危機管理課の濱本課長より報告をいたさせます。よろしく申し上げます。

○首席審議員兼危機管理課長（濱本 親君）

座らせて説明させていただきます。お手元の資料、ございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

まず、平成28年熊本地震に係る被災状況について報告いたします。

まず、平成28年熊本地震の経過及び対応ですが、地震発生日時4月14日21時26分、マグニチュード6.5、震源の深さ11キロ、八代市の震度5弱でございました。21時50分、市及び消防本部、災害対策本部設置、現在も継続中でございます。22時15分、1次避難所開設で、当初34カ所で順次開設し、全体では84カ所開設しております。避難者のピークで、4月17日1万4997名でございました。22時30分、第1回災害対策本部会議を開き、以降、6月13日までに46回開催しております。内容は、各部より被害報告及び避難所状況などでございます。

4月15日0時03分、八代市の震度5強。
4月16日1時25分、八代市の震度6弱。災

害対策本部及び災害情報室を議会棟へ移動し、対応いたしました。

4月16日、夜間に大雨警報発令の可能性があったため、明るいうちに避難を促すため、17時、山沿いの地域及び昭和日進町、対象世帯数1万905世帯、人口2万5433人に対して避難勧告発令をし、21時30分、大雨警報発令され、4月17日6時10分、警報解除となり、4月17日11時、避難勧告解除をいたしました。

4月18日、電話による避難所衛生状態調査を健康推進課の保健師が対応いたしております。

4月18日、市役所本庁舎被災に伴い、災害対策本部及び災害情報室を千丁支所へ移転いたしました。

4月19から5月9日まで、健康推進課保健師と宮城県石巻市役所の保健師による避難所巡回健康相談をしております。相談者は延べ1824人でございました。

4月19日10時30分、大島ののり面崩落のおそれがあるため、大島町の3世帯12名に避難指示発令をし、夕刻までに避難を確認いたしました。

4月19日17時52分、八代市の震度5強。4月19日20時47分。八代市の震度5弱。

4月20日18時、翌朝からの雨に伴う土砂災害に対する、山沿い地域に避難準備情報を発令いたしております。4月21日8時01分、大雨警報発令のため、4月21日10時、山沿いの地域、対象世帯数1万751世帯、2万4997名に避難勧告発令し、4月21日18時45分、大雨、洪水警報解除のため、4月22日11時、避難勧告解除をしております。

4月25日から5月25日まで、市民病院スタッフによる避難所巡回をし、健康相談者数286名で、下肢エコー診断が166人、血栓にて5人を医療機関へ紹介しております。

4月27日、市立の全ての幼稚園、小・中学

校、特別支援学校及び保育園を再開しております。

4月27日から30日、無記名で昼間、避難所におられる方を対象に、避難所生活において心身の不調がないかなどを含めた全体の傾向調査のアンケートを実施しております。

5月3日、雨による土砂災害の注意喚起のため、緊急情報配信メールを発信しております。

5月7日15時、大島地区ののり面下道路へ大型土のう積み2段による応急対策、及びボーリング土質調査完了により、15時30分、大島地区3世帯12名に対して避難指示解除をしております。

5月8日から10日、避難者への適切な支援策を検討する資料とするため、記名式で聞き取り調査を実施しております。

5月10日10時08分、大雨警報発令に伴い、10時30分、早朝からの雨に伴う土砂災害に対する情報として、山沿いの地域に対して避難準備情報を発信しております。

5月10日15時30分、避難勧告発令。山沿いの地域及び昭和日進町、対象世帯1万905世帯、人口2万5433人。14時55分、洪水警報発令。5月10日20時におきまして、19時28分、大雨警報解除に伴い、避難勧告を解除しております。

5月23日、災害対策本部を鏡支所へ移転しております。

5月31日、災害対策本部事務局及び災害情報室を鏡支所へ移転。

6月1日、避難所から帰宅できない原因などを聞き取り、個別のフォローに活用するために、避難所避難世帯への聞き取り調査を実施しております。6月6日から、聞き取り調査結果に基づき、避難所にて個別相談も開始しております。

6月12日20時08分、八代市の震度5弱。6月13日15時54分、八代市の震度4。1次避難所28カ所を開設し、対応しております。

6月14日現在、避難所1カ所、総合体育館を開設中でございます。避難者数の推移につきましては、別紙の資料を参考にござらんください。

被害の概要。

6月14日現在、速報により、人的被害、重傷者7名、中等症2名、軽傷者16名。別紙資料速報による死者——（「16でしょう」と呼ぶ者あり）16名。別紙資料速報による死者1名は、地震との因果関係調査中でございます。

建物被害。公共建物154棟。市本庁舎・支所、市立病院、学校、広域消防本部ほかでございます。一般住宅、全壊11棟、大規模半壊29棟、半壊138棟、一部破損1096棟。

続きまして、各部局別被害報告につきましては、別紙の資料参照をお願いいたします。

以上でございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長（堀口 晃君） ありがとうございます。何か質疑、御意見等はございませんか。

○委員（前川祥子君） 私、2点。

5月8日から10日に避難者への適切な支援を検討する資料とするために調査を行ったと。このときに、どのようなことが一番多かったんでしょうか。いろんなもの含めてで構わないんですけど。

それが1点と、もう一つはですね、5月23日に災害対策本部を鏡支所へと移されましたけど、千丁支所の2階だったですかね、災害対策本部がありました。あの部分が今あいてる、そのときあいたんじゃないかと。今、何の部署が入っているかというところを教えてくださいと思います。

○総務部長（水本和博君） まず、先に2点目の御質問の千丁支所の災害対策本部、以前置いておりました部屋につきましてでございますが、こちらの2階の大会議室につきましては、当初より本庁舎がだめになった以降、移転先の、こども未来課の移転先という設定がございました。

ただ、災害対策本部を設定する場所が千丁支所の中にないということで、急遽、災害対策本部を大会議室のほうに置きました関係で、こども未来課が当初設定の2階に入れない状態、みどり保育園のほうに間借りするという形での設定になりましたので、災害対策本部を鏡に移しました後は、速やかにこども未来課のほう当初予定どおりということで大会議室のほうで執務を始めたというところでございます。

○危機管理課長補佐兼危機管理係長（南 和治君） 1点目の聞き取り調査の結果のことがですが、大きく4項目、質問項目を設けております。1項目めが、自宅から避難所までの交通手段ということでお尋ねをしておりますが、回答のあったのが266名ということで、そのうちの107名の方は自家用車で避難所には来ておられるということです。次いで多かったのが徒歩、それから自転車ということになっております。

それから、次の質問は、自宅の種類です。これは持ち家かアパートかというようなところになりますが、持ち家の方が171名で一番多く、次いでアパート、借家ということで、83名ということになっております。こちらの回答数は全体で255名ということです。

続きまして、避難の理由ということになりますが、避難の理由といたしまして、こちらのほうは、自宅での生活は可能だが、余震が心配で帰りたくないということで、不安から避難しているという方が多数であったということであります。そのほかですね、自宅の損壊がひどいか、自宅の中が散乱しているとかいう方が22名、それから20名ということになっております。

今後の見通しとしてですね、お尋ねをしておりますが、そちらのほうで259名の回答がありましたけども、自宅の建物は大丈夫だけれども、余震が終わるまでは避難させていただきたいと言われる方が190名ということで、先ほ

どの回答と同じく、余震が心配で避難されているというような状況が見てとれます。次いで多いのはですね、自宅の修繕が終わるまで避難所生活をするという方が27名です。あとは、近日中に戻りたいと、ですね、方で、6名の方が、新たに住む場所を探して引っ越す必要があるという方がこのときで6名いらっしゃったという状況です。

以上です。

○委員（前川祥子君） 今のは資料請求をお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） ただいま委員のほうから資料請求の要求がございました。いかがいたしましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員（前川祥子君） 今のは5月8日から10日の、そのときの現在というところだというふうに認識しますが、今現在っていうものが、余震が不安という方が一番多いようですけども、そういう方々がどれくらいいるかというものはどこかに明記されているものはありますか。今現在、避難している方ということですね、はい。現状というところです。

○総務部長（水本和博君） 現在のですね、まず避難の状況についてまず申し上げますが、これは昨日、市の総合体育館のほうに避難所集約ということで、昨日、総合体育館1本ということになっております。まあまあ、本日もそういうことなんです。したがって、一番直近の数字で、夜間が多い数字ということになりますが、本日の01時、夜中になりますが、本日の01時で51世帯67名の方が避難ということで、1カ所でございますので、全市の中でこういった数、67名が現在、体育館に避難というような状況でございます。朝7時の段階、本朝7時の段階でございますが、これまでも比

較的、昼はもう御自宅に帰られるという方がほとんどだったんですが、朝7時の段階では14世帯14名の方がいらっしゃるということでございます。したがって、本日の夜間どうなるかというのはちょっと不透明なところがございますが、現在の状態からいくと、本日の01時、夜中よりもまた減ってくるのではないかなというふうな見通しというところでございます。

それと、先ほどの、アンケート等をこれまでやっておりますが、一番最新の状況というようなお尋ねの資料ということでございますが、実は、この一本化、昨日いたします以前にですね、ずっと順次、集約、避難所の集約をいたしておりました関係でですね、実際、御自宅のほうに帰れる状態かどうかというもののですね、いわゆる聞き取り調査という形で、アンケートじゃなくて聞き取り調査という形で現場のほうで対応を数回しております。そのですね、資料につきましては、ちょっと整理したものがちょっとはつきりですね、あるかどうか確認させていただきたいと思いますが、直近のものでちょっとその資料があればですね、お出ししたいと思うので、ちょっと確認をしたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） 前川委員、よろしいですか。

○委員（前川祥子君） はい、じゃあ、できましたら、用意が。資料を――。

○委員長（堀口 晃君） 資料、資料ですね、出していただくという。

○委員（前川祥子君） はい、お願いいたします。

○委員（鈴木田幸一君） いや、今、先ほど、前川委員の言われる内容をお聞きしたかったということです。というのがですね、実はこの前ですね、5月16日付でですね、議会といたしましても議会災害対策の設置要綱をつくったり、あるいはですね、災害対策の申し合わせ事項を

つくっております。非常に議員もですね、職員さんと同じような気持ちで一般の方々と頑張っておられますので、いろんな情報をですね、私たち議員のほうにも提供してもらいたいということを言いたかったということです。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） いいですか。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員（堀 徹男君） 済みません、緊急情報配信メールのですね、配信の時間のタイムラグを非常に感じています。というのは、県の防災情報メールがですね、地震速報とかを流した後に、遅いときは10分ぐらいした後に来ているような気がするんですね。それは本庁舎からこちらに移ってられる、何か機器的なものが原因なのか、それとも情報を整理して入力して打ち込んで、またそこから配信するような時間差があるのかっていうのが1つですね。

なぜかって、これからはもう梅雨、水害とかですね、懸念されていますので、もう一刻も早いですね、情報配信をしていただきたい。1万人に満たらない数しかですね、情報発信メールを登録されてないんですけど、それでも有効な手だての一つなので、そこはリアルタイムな情報の配信にですね、つなげていただきたいというのをお願いをしておきたいです。

○委員長（堀口 晃君） 答えは要りませんか。

○委員（堀 徹男君） まあはい、答えあればお伺いしたいですけど。

○危機管理課長補佐兼危機管理係長（南 和治君） 今お尋ねの緊急情報メールですけども、この震度のことがちょっと、県の情報と大分ずれがあるという、お感じかなと思うんですが、地震の情報に関しましてはですね、県のメールを受けて、機械的にこちらのほうで判断して機械が流すというような仕組みになってますので、どうしても県よりも後出しになってくると、機械が処理した後に出てくるという形になります

ので、そこのほうはちょっと、今のところは機械任せという形になります。

あとの、避難所の情報ですとか、避難勧告とかという情報につきましては、危機管理課のほうで全て手作業で行っておりますので、決定が出次第、なるべく早く出すようにということで、一生懸命対応しているところです。

以上です。

○委員（堀 徹男君） それと、——わかりました。それとですね、12、13日は避難所を開設されましたね。準備情報の段階、一次体制だったと思うんですけど。その周知手段というがですね、市民の皆さんに対して、ないというふうに感じてるんですね。避難所開設してますよという。どういった、あけたというのを、形でお知らせをされるのか。それとももうそれはなくて、気づかれた方が自分で行って避難所を利用されるというスタンスでいいのかなという。どんなふうにお考えになられてるのか。

○首席審議員兼危機管理課長（濱本 親君）

基本的に自主避難ということで、今まで同様、周知をしているのは第1避難所、まず公民館、出張所関係なんですけども、出張所なんですけど、そこで理解してもらってるちゅう形の認識も1つあります、こっちは。今度の最後の6月の十、——坂本の地震の件ですよね。6月の（委員堀徹男君「12、13」と呼ぶ）12、13の件ですよね。（委員堀徹男君「うん、そうです」と呼ぶ）一応、そういうところで、今まで避難所であったところはですね、4以上、震度が4以上になったら避難所を開設しますというような、張り紙関係等で今までは提示をしておりました。だから、その避難所に行っておられなかった方に対しての周知ちゅうのが、特別に街宣の放送でしたとか、それは行っておりません、はい。だから、今のところはそこまでしかお答えができません。

以上です。

○委員（堀 徹男君） いや、避難所を開設されたという情報をですね、知らせるすべがないと、せっかくあけられてると、守ってるのにといいことなんですよね。まあ、そういうスタンスでお考えということが今の現状なんですかね。わざわざ周知して回るとか、知らず、あけましたというのを知らせることまでは今のところはないでしょう。自主避難の段階ですよ。

○首席審議員兼危機管理課長（濱本 親君）

今、まだ現在進行形ですね、私たちも待機してから動いてる状態なんです、今後いろいろ、そういうところでの問題点は解消していくべきじゃあるんですが、先ほど、補正関係の、デタポンですかね、RKKの、テレビ関係の、情報を流すテレビ関係のですね、情報の、各、市の行事関係、イベント関係とか、災害関係を流す、情報関係も今後、流れるであろう形の計画もやっております。

それと、今度の市報関係とかですね、そういう感じで、7月1日号が第1次避難所関係の明記関係をですね、急遽、入れてもらっております。そういう感じで市民の方になるだけ周知、理解してもらうような形を今からとっていくというような考え方でいこうと思っております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） いやいや、余り難しく考えていただかぬでよかったですよ。あけたという情報を行政としては流すのか流さないのかという、避難所を。

○委員長（堀口 晃君） 例えば、防災無線を使ってからそういうようなものを流すことができるかとか、例えば、エフエムやつしろを使ってからそれを流すことはできないかとかという、そういうのはできませんかという、こういう質問だろうと思うんですけど、その辺についてはいかがですか。

緊急事態だけがもう、今、地震がぐらっと来ました、じゃあ、どこに行かぬばいかぬ、そ

のときに、じゃあ、開設したのかしてないのかというのは市民の皆さんはわからぬから、何らかの情報が流れることはできないかという、多分、そういう質問だろうと思うけども、そこはいかがですか。

○委員（堀 徹男君） 本当ですね、行ったばってんあいとらぬだったって。たまたまぐらっと来たから行かれたんだけど、自分が行ったときにはあいとらぬだった、でもその後あいとったと言って、そこに避難ができたって。そのあけたかあけないかの周知をするんですか、しないんですか。今のところですよ。

追加で開設されたじゃないですか、12日、13日は。1次体制がかかって職員さんは張りつかれましたって。せっかく張りつくんだったら避難所として開設しましょうと言ってあいたわけですよ、公民館は。そのあけたかあけないかをどうやって市民の皆さんに周知するんですかっていう。するんですか、しないんですかって。市民の皆さんが自己参集という形で、ただ行かれるというだけで、自分で来てください、あけてますよということですよ。行ったらあいとらぬだったもんって。で、その後の方は、いや、たまたま行ったらあいとったけんという、そこにお世話になったという話ですよ。

あけたかあけないかを周知するかしないか、どうやってするのかという、そこですよ、聞いているのは。余り難しく考えないで。今のところやってなければ、考えてなければ考えてないでもいいですし、今後、どうやって周知をするのかというのは、するべきだろうということではせないかぬだろうし。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

○首席審議員兼危機管理課長（濱本 親君）

僕が何か奥歯に物が挟ま、（「座ってよかですよ」と呼ぶ者あり）何か挟まった答えしか言っていなかったのが、どうしても防災無線のほうがですね、今までいろんなトラブル関係もありま

して、周知がですね、報告が住民に聞こえないとか、いろいろそういうのもありました。そこで、やはり今のお話で、今後はですね、なるだけいろんな、先ほど言われたエフエムやつしろ、そういう情報網を利用してですね、なるだけ周知をしていく方向でですね、検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） よかですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（西濱和博君） 1点よろしいでしょうか。熊本地震、県内でも、県北、県南、熊本市、益城と八代市というのは被災の状況もそれぞれ異なる場所かと思えます。自治体で災害対策本部を設置して対応なさっていらっしゃる場所ですが、例えば、梅雨どきの集中豪雨だとか台風だとかのときと性格がちっと異なるがゆえにですね、今後、どういう状況をもって対策本部自体を設置を解除する、そういったような御判断というか、お考えというのは、他の自治体もそうでしょうけど、どう、お答えできる部分があればお聞かせいただければと思うんですけど、いかがでしょう。

○首席審議員兼危機管理課長（濱本 親君）

一応、今回の件も防災計画に基づいて体制をとってきたんですけど、いろいろ、部分的にも見直す部分とかあります。いわゆる避難所の、そういういろんな問題関係とか、外部団体の方たちの御協力とか、いろんな問題があります。そういうのを今後ですね、今、現在進行形でございますが、早い時期にですね、検討してからですね、それに対応できるような体制を考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員（西濱和博君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員長（堀口 晃君） いいですか。ほか、ありませんか。

○委員（成松由紀夫君） 一生懸命、現場が対応されてるのはですね、理解しているんですけども、まあ、周知の仕方であったりですね、タイミングあたりもなかなか難しいところ、それと現場判断、今、堀委員が言われた、行ったけどあいとった、あいとらぬもあって、いろいろそれぞれ、自主避難の考え方と避難勧告の考え方の違いもあるんですが、そこはですね、各第1避難所に行かれる、対応される職員さん方にしっかりとしたですね、そのマニュアル的なものの把握と、あと、今回、八代はかろうじてライフラインは寸断されとらぬのが命拾いしとるようなところがあったんですけども、まだまだ日奈久断層南西方向っていうことは気象庁が言っている中で、実際問題、今、震源地は八代が多かですもんね。本当、言われたとおりのところになってきて、この間も坂本ですよ。また、先ほど西濱委員が言われたように、台風であったり、今からのいろんなもろもろと合わせわざになってくるとまた大変なこともあるし、備えあれば憂いなしで、一番最悪ですよ、ライフラインが寸断される状況も想定されて、された上でのやっぱ対策というのはしっかりと考えられてですね、そして、第1避難所あたりにはやっぱりきちとしたマニュアル的なもの、自主避難のときはこう、避難勧告のときはこう、現場判断のときはこう、これも第1避難所それぞれの現場判断、自主防災会、それぞれ配置された人たちの判断によっちゃですね、ナイターをつけたりつかぬだったり、それぞれの地域性もあって、判断も違ったところも何とか対応されてるところはあるので、一生懸命頑張っておられる中で、そこまで想定は一応されておってほしいと思います。意見です。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ございませんか。

○委員（前川祥子君） 私、持ってる資料はですね、これ、たしか議会の開会日に配られた資料じゃないかと思うんですよ。そのときにですね、全壊が１０で、きょうは１１、それから大規模半壊が２５で、きょうは２９、半壊が１００で、きょうは１３８、それから一部破損が２３５で、きょうは１０９６というふうに、特に一部損壊が非常にふえてるんですよ。これは、上のほうはそんなに、多分、不服申請とか、いろいろあってまたふえたんじゃないかなというふうに思うんですが、一部損壊がこんなに一挙にふえるということがちょっとよくわからないんですけど。（「１番目は何件だったですか」「千九十——」と呼ぶ者あり）きょうは１０９６でしょう。（「ああ。その前んとは」と呼ぶ者あり）２３５。説明を。

○首席審議員兼危機管理課長（濱本 親君）

当初の数字に関してはですね、写真判定での数字が入ってなくて、相談に行かれて、確認、受け付けをされた数字だけを入れてあったちゅうことで、その後、写真判定のとも受け付けちゅう形で、数字が１０９６に膨れ上がったちゅう形の数字でございます。

○委員（前川祥子君） これは６月３日１７時現在でありますので、ということは、きょうは１５ですから、２週間近く前の資料ですよ。じゃあ、この２週間ぐらいで、写真判定でばあっとふえたというふうな判断で、ことでよろしいですか。（「違うよ。カウントしてなかった」と呼ぶ者あり）

○危機管理課長補佐兼危機管理係長（南 和治君）

濟いませぬ、こちらについては、一応、罹災証明を発行します資産税課のほうで対応してるんですけども、以前の公表の数字がですね、罹災証明を受け付けて、調査に行った結果での判定の結果の一部損壊ということだったんですけども、その状態、その時点でも写真判定によるものは別にちゃんとあったということで、写

真判定によるものを加えていなかったもので、それを加えますということで、途中から加えられております。それで急に数字がはね上がってるという状況です。（委員前川祥子君「ああ、なるほど」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（前川祥子君） そうしましたら、全壊も、大規模半壊とこの半壊って、これ、不服申請という形でまたあってるんじゃないかなと思うんですよ。これはまたふえる可能性もありますよね。これは、危機管理課としては、要するに、情報収集だけだからですね。そういう可能性もありますかね。

○危機管理課長補佐兼危機管理係長（南 和治君）

今おっしゃるとおり、２次審査の申請がですね、また出てきているということです。２次審査のほうがですね、またこれは、９日の時点ですけども、その時点で２９件申請があつてということでしたので、一旦判定が終わったものにつきましても、また２次審査で若干、数字は動いてくるかと思いますので、今後もまだ数字は動きます。

○委員（前川祥子君） この方々はもうもともとから避難場所にいらっしゃるというふうになんと想像するんですが、一番は、聞き取り調査をされた方々の対策ですね、支援策がやっぱり一番大事だと思います。でなければこの数も減っていかないとかですね、そういうところもあると思いますので、ぜひそのところの対策というのを極力、頑張っていただきたいというふうに、まあ要望ですが、よろしく願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で、平成２８年熊本地震に係る被災状況についてを終了いたします。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代市女性職員活躍推進特定事業主行動計画策定について）

○委員長（堀口 晃君） 次に、八代市女性職員活躍推進特定事業主行動計画策定についてをお願いいたします。

○総務部長（水本和博君） それでは、所管事務調査の第2項目めの八代市女性職員活躍推進特定事業主行動計画策定について、御報告申し上げます。

こちらについては、27年度において策定をいたしておりますが、御報告が、地震の関係もございますが、御報告がおくれましたことをおわび申し上げます。本日、その概要についての御報告を白川人事課長より申し上げます。

○人事課長（白川健次君） 皆さん、こんにちは。人事課の白川でございます。よろしく願いいたします。座って報告させていただきます。（委員長堀口晃君「はい、どうぞ」と呼ぶ）

本年4月に全面施行されました女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法に基づきまして、本年3月に策定をいたしました八代市女性職員活躍推進特定事業主行動計画、こちら、お配りしておりますこの計画書になりますが、この計画について御説明をさせていただきます。

本市では、これまでも八代市男女共同参画計画に掲げました女性職員の管理監督職に占める割合を達成するために、係長職昇任資格試験の際に女性職員の積極的な受験を促してまいりました。また、毎週水曜日のノー残業デーには、職員に対し定時退庁を促しますとともに、毎月、各課に職員の退庁時間記録を配付しまして、時間外勤務の適正な運用に関する行動指針に基づき、適切な時間外勤務の管理を依頼しているところでございまして、例年行っております人事のヒアリングの中におきましても、各課に対し、

時間外勤務時間の管理状況を確認し、必要に応じてその徹底を図っているところでございます。

さらには、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、日ごろから業務の効率化を図り、休暇を取得することへの理解を深めることにより、年次有給休暇等の計画的な取得を推進するとともに、育児休業制度や介護休業制度等を周知し、仕事と育児、それから介護の両立を尊重し、女性に限らず、男性も休暇制度を利用できる、安心して子育てできる働きやすい環境づくりに取り組むよう呼びかけてきたところでございます。

これらの取り組みによりまして、各課では、時間外勤務時間の適正な把握や業務の効率化につながる事務のマニュアル化は進んできていると感じているところでございます。

しかしながら、これまでの取り組みは主に職員への文書による周知にとどまっております、意識改革にまでには至っていないということは否めず、後ほど御説明いたしますように、八代市男女共同参画計画に掲げました目標を達成できていないというのが現状でございます。

そのような中、国におきましては、2020年までにあらゆる分野で指導的地位に占める女性の割合が30%になるよう目指すとともに、成長戦略においても、女性の力を最大限に発揮することが中核をなすものとして、平成27年の8月に女性活躍推進法が成立をいたしております。

この女性活躍推進法におきましては、国や地方公共団体等是一个の事業主として、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、特定事業主行動計画を策定、そして実施することと規定されております。また、女性職員の積極的な登用は市長八策にも掲げられているところでありまして、政策実行のため、積極的な事業実施を進めるといたしているところでございます。

そのため、本市におきましても、女性職員の

活躍推進に取り組むための本計画を策定したものでございまして、この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間といたしているところでございます。

それでは、お配りしております計画の1ページをまずごらんください。

第1章、策定にあたってというところになります。今、お話ししましたような策定の趣旨、それから、計画の位置づけや計画期間、策定主体を記載しているところでございます。

それから、3ページからになりますが、3ページからが第2章、背景ということで、こちらには女性の活躍推進が求められる背景を、また、5ページからは女性の活躍により期待できる効果を記載させていただいております。

それから、7ページからになります、7ページからが第3章、現状と課題となっております。

まず、データから見る本市の現状と課題というところでございます。

(1)の職員数につきましては、女性職員の比率は年々増加傾向にあり、今後、管理監督職となる年代層の女性の割合は次第に高くなるものと予測されているところでございます。

ページをめくっていただきまして、10ページをごらんください。

(4)になります。超過勤務及び年次有給休暇の取得状況でございます。平成26年度の超過勤務の状況は、職員1人当たり年間、平均で96.9時間となっており、また、年次有給休暇の平均取得日数は近年、減少してきているという状況でございます。このことから、職員が減少する中で、新たな行政需要の拡大に対応している現状が見てとれるものと考えております。

続きまして、11ページからの(5)になります。管理監督職の女性割合及び各役職段階の職員の女性割合のところをごらんください。

八代市男女共同参画計画におけます課長級以上の管理職に占めます女性職員の割合は、平成

25年に目標の10%を達成している状況にありましたが、平成26年、それから平成27年は目標を割っている状況でございます。また、係長級以上の管理監督職に占めます女性職員の割合の目標を平成25年に25%と掲げておりましたが、20.6%にとどまり、近年はさらに減少傾向にあるという状況でございます。

ページをめくっていただきまして、13ページをごらんください。

(6)になります。係長職昇任資格試験の受験状況でございます。男性の受験資格者のうち受験した職員の割合が毎年度40%前後であるのに対しまして、女性は10%前後ということで推移をしております。女性職員の受験が進まない要因等に対する対策が必要であると考えているところでございます。

それから、14ページになりますが、(7)男女別の育休取得率、それから平均取得期間でございます。男性職員の育児休業の取得が格段に低い状況でございまして、これまでの実績といたしましては、平成19年度に1人、それ以降はゼロ人という状況が続いておりました。しかしながら、平成27年度に1人の男性職員が取得しております。男性職員の育児休業の取得が進まない要因等に対する対策が必要であると考えているところでございます。

また、16ページからになります。ここからが職員の意識調査の結果ということになります。

16ページでは、本市職員の管理職に占める女性の割合が9.2%という現状をどう思うかという質問に対して、もっと女性をふやすべきという回答が56%ということで、半数以上を占めているという状況です。

また、17ページになりますが、将来的に管理職への昇任を望むかという質問に対しまして、望むを選択した女性職員は12.0%にすぎない状況でございまして、昇任は余り望まないが59.7%、約6割を占めているという状況で

ございます。

また、18ページは、本市の女性管理職の割合が少ない要因は何かという質問に対しまして、女性職員の半数以上が仕事と家庭生活の両立の困難さや、家庭の負担が大きく、仕事より家庭を優先せざるを得ないということを要因として掲げているものでございます。

19ページをごらんください。

ここでは、これまでの現状等を踏まえまして、(1)から(3)の大きく3つに課題のまとめを行っております。

まず、(1)将来の女性管理職として人材育成の不足といたしましては、指導・助言、業務経験や配置、担当内容に男女の偏りがあることや、業務経験や知識不足から、女性職員が昇任することへの不安があり、消極的になっているということ等を挙げております。

また、(2)仕事と家庭生活の両立への負担感では、家庭生活のため、責任を伴う管理職への登用をためらったり諦めたりする傾向にあることや、男性が育児や家事へ参画するための配慮や、育休取得後の職場復帰支援体制が不足していること等を挙げております。

さらには、(3)職場全体の意識の問題といたしまして、性別による固定的な役割分担意識、慣習、それから先入観があること等を挙げております。

このような現状と課題を踏まえまして、20ページには、第4章、成果指標と取り組みといたしまして、本計画を着実に推進していくための成果指標を設定をしているところでございます。

まず、(1)管理監督職に占める女性の割合増加といたしまして、現状値18.8%を、八代市男女共同参画計画の目標値やその後の伸びを見込んで、目標値を27.0%に引き上げるように目指します。

また、(2)では、時間外勤務の縮減といた

しまして、現状値96.9時間から、10%の縮減を目指し、目標値を87.2時間といたしております。あわせて、有給休暇の取得促進では、その取得率を、現状値24.4%、日数にしまして9.6日を、目標値30.0%、日数にして12日に引き上げるよう目指しています。

(3)男性職員の育児休業取得割合増加では、現状値6.3%に対し、目標値を10.0%といたしております。

また、21ページからは、今御説明しました成果指標を達成するための具体的な取り組みを成果指標ごとに記載しているものでございます。

まず、(1)管理監督職に占める女性割合増加を達成するための取り組みといたしましては、①では、今年度から新たに管理監督職員を対象に、女性職員が十分に能力を発揮し活躍できる職場環境づくりに向けた意識啓発を図るための研修に取り組むなど、さまざまな機会を捉えて継続的に管理監督職員の意識の醸成に努めること。③では、昇任資格試験のあり方を検討し、女性職員の係長職昇任資格試験への受験率を向上させること。また、④では、昨年度から取り組み始めました女性の活躍推進に関する研修への派遣、それから、今年度から新たに、女性職員を対象に、女性の管理監督職員がロールモデルとなって、所属を超えて広く後輩職員に対し支援できる機会を設け、女性職員のキャリア形成を支援するということとしております。

また、(2)時間外勤務縮減及び年次有給休暇の取得促進を達成するための取り組みといたしましては、①では、所属長は、時間外の状況を把握し指導するなど、時間外勤務縮減のための意識啓発に努めること。③では、既存事務等の見直しを行い事務の合理化を推進すること。また、22ページにあります④では、職員が休暇を取得しやすい環境づくりを行い、年次有給休暇取得の推進に努めることとしておりまして、これまでも行ってきた取り組みを継続して行う

ことによりましてさらなるワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と育児等の両立支援をするなど、働きやすい環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

最後になりますが、(3) 男性職員の育児休業取得割合増加を達成するための取り組みといたしまして、①では、育児休業等の取得を推進するため、所属長が、育児休業等を予定していない職員を把握し、取得を促すこと。②では、課内の事務の簡素合理化や事務分担の見直し等により、安心して育児休業を取得できる職場環境を整備すること。また、③では、これまで必ずしも実施されていなかった育児休業中の職員に対する業務に関する情報提供などを行うことにより、不安感を抱くことなく円滑に職場復帰ができるよう支援することとしており、このような取り組みを推進することによりまして、まずは短期間でもよいので男性職員の育児休業の取得を推進しまして、男性職員が育児休業を取得することが当たり前のように感じられる職場づくりを目指していきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） 今、説明が終わりました。何か質疑、御意見等はございませんか。

○委員（前川祥子君） 質問はもうなく、非常によくまとめられた計画、行動計画だというふうに思います。ただ、意見としてですね、これがまとめられた方だけの情報で、認識というだけではなく、職員全体がこのことをよく把握して行動に移せるような状況にしていきたいと。あとはもう、おのおの意識改革だと、そういうふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（西濱和博君） 御説明ありましたように、今回、法律に基づいて特定事業主行動計画

が目標数値を定めなければならないということが明確に規定されたわけなんです、今後、これ、初年度の取り組みですので、今、前川委員さんからもありましたが、状況を見つつ、常に見直しができるような対応は当然とっていかれるということかと思います。

これ、余談ですけども、この計画自体の策定にかかわられた女性職員がどれほどいらっしゃるかということも気になりますので、女性、当事者の視点も大事にしながらですね、今後、なお一層、現実として、実効性があるものとして職員にも受け入れられるような計画というふうに調整していかれることを切に望みたいと思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（鈴木田幸一君） とてもいい計画ができておると思いますけれども、一言ですね、これは私たち八代市の皆さんにできるだけ多く読んでいただきたいと思うんです。ところが、非常に英語が多くてですね、カタカナ文字が多くてですね、非常にわかりにくいなど。何を目的とし、誰に見てほしい、誰に認識してほしかっための計画かといったときに、非常に、例えば、ジョブローテーションの確立、ポジティブ・アクションの推進とか、ワーク・ライフ・バランスの理念とか、全くですね、キャリアパスの見える化とか、非常にですね、私たち英語の得意じゃない者にとっては非常に、一番何かポイントに入っていきにくいなのを感じましたので、できるだけですね、もっとわかりやすい、そして読んで理解しやすいような、そんなですね、部分も必要なんじゃないかなと思いました。

以上です。

○総務部長（水本和博君） ありがとうございます。今、御指摘いただきましたようにですね、たくさんの方にも、これは事業主の行動計画で

ございますが、外にもですね、ホームページあたりに、「もう上げとる」「上げてます、はい」と呼ぶ者あり）あ、ホームページにも上げておりますし、外部の方もごらんいただければと思います。

御指摘ございましたように、横文字でちょっと簡単にですね、ぴんと来ないような部分というの、もう一回ですね、洗い出しながら、本計画、策定いたしたところなんですけど、今回の改定でありますとか、過去のローリングをしながらの見直しの際にはですね、御指摘の点についてはちょっと留意をしたいというふうに思っております。

以上でございます。（委員鈴木田幸一君「はい、お願いします」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（堀 徹男君） 資料の20ページですね、時間外勤務の縮減の方策なんですけど、現状で96.9時間ですか、時間外勤務をされてる。ここは年間の1人当たりの平均ちゅうことで、それ以上の方もそれ以下の方もいらっしゃるんですけど、業務の都合上ですよ、どうしてもやっぱ土日のイベントとか、行事ごととか、それから夜間の時間外の市民に対する、何ですか、説明会とかですね、避けては通れない部分があると思うとですよ。10%縮減という目標を立てておられますけど、そんな簡単にですね、これが実現できるのかというのは疑問ですよ。

となると、そういった業務を見直していくの、もう人数を減らしていくのかというふうに思ってしまうんですけど、そういった時間外に勤務された部分ですよ、代休みたいな形の消化というのは、実際されてる、有給休暇という以外でもされてるのかなっていう。私たち民間の企業じゃですね、土日に仕事したら月曜、火曜は休んでくれとかですね、給

料を出したくないときは、しゃん言わすところもあったんですよ。そぎゃん、何といひかな、代休みたいな形でも消化されとるとかなというところがですね、ちょっと疑問になったもんですから、どうなのかなと。

○人事課長（白川健次君） 基本的に、時間外、平日とかの勤務時間外につきましては時間外手当という形で、土日とかの週休日等の通常の業務の時間といいますか、8時半から5時15分に当たる部分については、今、副委員長が言われたように、代休、振りかえというふうな形を原則ということで今、とらせていただいているところでございます。

確かに業務量もふえてきておりまして、なかなか年次有給休暇等の取得が困難な状況でございまして、そういう中であっては、やはり年次有給休暇に比べれば、振りかえというものにつきましては比較的取得のしやすい休みになるかというふうには思っております。業務の忙しい中でも、超過勤務のかわりの休みという位置づけですので、通常の年休より取得のしやすい状況ではあると思っております。

濟いません、その取得率というのは今ちょっと手元に持っておりませんが、感じとしては、そういうことから、取得というのはかなりとれている状況ではないかなというふうには思っているところです。

○委員（堀 徹男君） 休み、土日のですね、貴重なお休みを使ってほら、仕事されにやあいかぬ部分もあると思うんですよ、どぎゃんしてもですね。その部分をちゃんと代休という形でですね、例えば木、金にとってみたりとかですよ、子供の行事のときにとってみたりとかですね、ちゃんと、きちんととれるようにですね、していかないといかぬと。厳しい数字でしょうけども頑張る。健闘を祈りたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（前川祥子君） 済いません、またちょっとつけ加えてさせて。アドバイスのことでですね、これは市長が最終的にはトップという形で出されるんでしょうけども、これを周知、そして認識して、理解していただいて、行動に移すということは、部の中でも縦割りで、それから、それから課の中でもと、それから係の中でもと、そういうところの長がついてる方々ですね、その方々の、それぞれのトップの方々もぜひですね、その中で周知徹底という形で理解していただくという形でぜひやっていただきたいなというふうに思います。済いません。

○委員長（堀口 晃君） はい、要望ですね。
ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で、八代市女性職員活躍推進特定事業主行動計画策定についてを終了いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の設置について）

○委員長（堀口 晃君） じゃあ、最後になりました。次に、八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の設置についてをお願いいたします。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 市民活動政策課の川野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、説明の前に、ちょっと確認をさせていただきたい——（委員長堀口晃君「お座りください」と呼ぶ）あ、着座にて説明させていただきます。

皆さんに事前にですね、配付をしておりました、資料1から3が配付してあるかと思いますが、一応、お手元にありますでしょうか。じゃあ、こちらに基づいてですね、説明をさせて

いただきたいと思います。

それでは、八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の設置につきまして、説明を申し上げます。

本題のこの検討委員会の設置についての説明の前にですね、ちょっと皆さんのほうにまた御報告をさせていただきたい事項がございますので、そちらのほうから報告させていただきたいと思います。

それは、本年の平成28年3月議会におきまして、総務委員会の所管事務調査で説明いたしましたコミュニティセンター施設の一部管理業務委託についてというのを説明しておりますけど、その後の経過をちょっと説明させていただきたいと思います。済いません、本題の前にちょっと時間をいただきたいと思います。

3月の総務委員会の所管事務調査では、各地域協議会の総会で確認いただき、5月末をめどに、コミュニティセンターの施設の一部管理業務を29年から受けるか受けないかを確認する予定でございました。しかしながら、皆さん御存じのように、熊本地震の影響で各地域協議会の総会が延期されておりまして、現在のところ、17地域の総会は終わっておりますが、残り4地域については6月中には総会を開催されるという予定で伺っております。したがって、この一部管理業務委託につきましては、29年度からスタートするのか、または30年度からスタートするかを6月中に回答いただくように予定をしております。

なお、センターの設置につきましてですが、こちらのほうは生涯学習課と連携しながら、公民館条例等の改正及びコミュニティセンター設置の条例制定が必要となりますが、9月の市議会定例会に提案させていただくことで現在、準備を進めている段階でございます。

一応、前回の報告とその後の経過について御説明をさせていただきました。

それでは、本題のですね、八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の設置につきましての御説明をさせていただきます。

それでは、済いません、お手数ですけど、資料1のほうをちょっとごらんいただきたいと思います。A4の1枚になっております。よろしく願いいたします。

この中で、資料1の中の4番でございますけど、これまでの取り組みについてですけど、これは平成19年9月、住民自治によるまちづくり基本指針を策定いたしまして、その後、八代市総合計画前期計画・後期計画、また、住民自治による行動計画前期計画・後期計画など、各種計画の中に条例制定を通して協働のまちづくりの基本方向を示していくと位置づけしております。市民フォーラムやまちづくり講演会などを数回開催いたしまして、市民の皆さんや市職員で条例のあり方等について理解を深めるため、啓発活動に力を入れてきたところでございます。

また、市役所内では、平成23年5月に各部から推薦による、課長補佐級の職員で構成する八代市自治基本条例制定庁内プロジェクトチームを設置いたしまして、全庁的な取り組みを推進するため、職員体制を整えて横断的な協議を進めてまいったところでございます。

一方、市民と行政との協働のまちづくりを進める上で、おおむね小学校区で設立されました地域協議会、またNPO、市民活動団体等が一層活発に活動するため、役割分担など具体的な姿を明確にする必要が出てまいりました。

そこでですね、昨年8月、その4番の中でございますけど、学識経験者、各種活動団体の推薦と公募の委員の16名で構成いたします八代市協働の推進に関する条例研究会を設置いたしまして、庁内プロジェクトチームと連携し、6回にわたり会議を開きまして、必要なルールづくりや市民参加の方法など、条例の重要性、必

要性について1年間検討いただき、八代市協働の推進に関する条例についての提言書が作成されて、今年の3月25日、市長に提出されております。今回はその提言に基づきまして、八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会を設置するものでございます。

それではまず、条例研究会から提出されました八代市協働の推進に関する条例につきましての提言書について説明をさせていただきたいと思います。

提言書のほうはですね、こちらの、資料2ですかね、こちらのほうでまとめてございます。説明につきましては、1枚紙で概要をつくっておりますので、資料3のほうで御説明をさせていただきますと思います。

資料3の八代市協働の推進に関する条例についての提言書でございますけど、ここの中の項目のですね、1から6までにおきましては、八代市の現状と地域を元気にするためのまちづくりに関する事項が記載されております。市民と行政の協働についての必要性と、信頼関係を構築することで多種多様な課題解決に期待ができ、そのためには基本的なルールが必要であるところの中で示されております。それから、7から9項目については、協働推進に関する条例の必要性等について3つの提言がなされております。

それでは、7の提言1でございますけど、これは今までよりさらに協働のまちづくりを発展させ、よりよいまちづくりの手法とするため、協働のあり方を条例という形で明確化する必要があるとされております。

8の提言2でございますけど、こちらのほうは、協働のまちづくりを進める上で、求める八代市の将来像については、活力あるまち、安全で安心なまちを望み、また、市のエリアを見てみますと、こちらには書いてございませんけど、平野部と山間地域と広く形成されていますので、

それぞれの特色を生かしていく必要があるということで、こちらのほうには、提言書ですね、こちらのほうにまとめてございます。

それから、条例の類型でございますけど、こちらは市民が市政に関心を持ち、市政に参画することが重要であることから、市民参加型の条例を望みますとされております。

条例の名称でございますが、そこにありますとおり、八代市協働のまちづくり推進条例、それから、キャッチフレーズとして、「共につくりよう みんなのまち やつしろ」とされております。

9番の提言3についてでございますけど、条例の作成においては多くの市民意見を聞くことができる体制を整備し、条例の内容として、目的や理念を大切に、市民参画の方法を明確に位置づけること、そして市職員の意識改革に努めることを望むとされております。

以上、3つの提言があっております。

それでは、八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の設置について、御説明を申し上げます。恐れ入りますが、再度、資料1のほうをごらんいただきたいと思います。

1の目的でございますが、これは先ほど申しました、これまでの取り組みの中で、八代市協働の推進に関する条例研究会から条例が必要であるというような意見が出され、また、条例の形として、市民のまちづくりへの参画に力点を置いた市民参画型条例が望ましいと提言がございました。そこで、次の段階といたしまして、八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会を設置いたしまして、市民とともに検討を進めていく予定でございます。

2の活動内容でございますけど、これは5番、6番の推進体制図、会議の内容の中であわせて説明をさせていただきます。

3番の協働のまちづくり推進条例とはについてでございますけど、こちらのほうは、提言書

にもありましたとおり、市民と行政が協働のまちづくりに取り組む基本原則を定めるとともに、どのようなことを大事にし、誰がどのような役割を担って、どのような方法で取り組んでいくかを定めたもので、市民のまちづくりへの参画に力点を置いた条例と考えております。

4番のほうは、先ほど説明いたしましたので省略させていただきます。

それでは、5番の推進体制図及び6番の会議内容については、ちょっとあわせて御説明をさせていただきますと思います。

市民参画型のまちづくり条例ですので、市民と行政が連携、協力して作業を進める体制といたしております。図の中の右側にあります協働のまちづくり推進条例検討委員会でございますけど、こちらのほうは本年8月に設置をさせていただきますと思います。

それから、会議の内容についてでございますが、平成28年度につきましては、条例に盛り込む事項の調査、研究を行います。具体的には、条例の骨子案を作成いたします。また、多くの市民が参画できるよう、情報発信や啓発活動についても検討をしていく予定でございます。

それから、平成29年度につきましては、条例に盛り込む事項を検討するに当たりまして、市民の意見を聞く活動を行いたいと考えております。具体的には、市民フォーラムやタウンミーティングなどを計画いたしまして実施することとしております。市民フォーラムは平成29年の11月、各校区で説明会を行うタウンミーティングにつきましては、平成30年の1月から2月にかけて実施をする予定としているところでございます。その後、意見集約を図りまして、出た意見を反映した最終的な条例骨子を作成することといたしております。それ以後はですね、パブリックコメントを実施いたしまして、最終的な条例案を仕上げ、市長へ報告するという予定でございます。

また、5番の図の左側にあります、各部から推薦を受けた課長補佐級から成ります八代市協働の推進に関する条例制定庁内プロジェクトチーム、こちらのほうでは、検討委員会と連携し、素案作成を手伝いをさせていただく予定としておるところでございます。

それから、7の検討委員会の委員でございますけど、委員の人数は24名以内としております。検討委員会では条例の中身について検討することとしており、条例研究会のときの委員数が16名でございました。それより若干ふえているところでございます。

委員の内訳でございますけど、指名委員が19名、公募委員を5名としております。

指名委員につきましては、学識経験者、地域活動団体、市民活動団体、それから市内に居住、在勤、在学する18歳以上の者といたしまして、さまざまな団体及び企業、学校から推薦をいただきたいと考えているところでございます。推薦をお願いする団体につきましては、昨年度、条例研究会に御協力をいただきました団体を基本にしたいと思っておりますけど、今回の検討委員会の中では、条例の骨子の広報、周知活動も大きな活動内容となっておりますので、広報に専門性を有しておられますエフエムやつしろやケーブルテレビにも御協力を依頼したいと思っているところです。

公募委員につきましては、7月1日より市報及び市のホームページ、チラシなどで周知を図り、5名の公募委員を依頼してまいりたいと思っております。

条例検討委員会の設置については説明は以上でございますけど、繰り返しになりますが、この検討委員会につきましては、本年度8月に設置いたしまして、28年度はですね、主に条例の骨子を作成する活動を進めてまいりたいと思っております。それから、29年度にはその条例骨子をもとに広報活動を行いまして、広く市民の

意見を集めて最終的な骨子へとまとめていく予定としております。

この条例骨子を作成します、2カ年の活動となりますけど、こちらのほうが今回の検討委員会の役割となっております。条例の策定につきましては、決して拙速とならず、議会の御理解を得るとともに、十分に市民とともに条例の骨子について検討させていただき、あわせて市民との対話、市民への啓発活動を行いながら、八代市にふさわしい条例の策定に向け、これ、一步一步進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい、ありがとうございました。

本件について、何か質疑、御意見等はございませんか。

○委員（成松由紀夫君） これは要するに、住民自治基本条例でしょう。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 当初、基本指針ですかね、住民自治によるまちづくり基本指針の中ではそういう文言の使い方をしておりましたけど、そういう、住民の基本条例ですかね、住民自治基本条例という中身じゃございませんで、市民と行政がどんなぐあいに役割分担をするかという、そちらに重点を置いた市民参加型の条例ということで検討させていただきたいと思っておりますので、議会関係とか、そういう責務とか、そういうのを盛り込むような、そういう条例とは考えていないところでございます。

○委員（成松由紀夫君） 多分、今までのいろいろな指摘とか、坂本部長当時からもずっとこれは、かわり、議会のかかわりであったりとかですね、いろいろと各自治体視察あたりで見て回って、案外どこも失敗しとるんですね。熊本あたりでももうそういう失敗例もあったりとかいうのもある中で、先ほどほら、拙速

にならないように、議会の同意も得ながら、また市民の方々とルールブックみたいな言い回しじゃあるばってん、そこはですね、しっかり慎重にですよ、今まで進めてこられなかった部分も、いろんな問題があるもんだから進められなかった経緯もありますよね。

それと、住民自治も含めたところでコミセン、まあやりたいところはやられて結構だと思うんですけども、かなりの不安があるので、不信となつてるところは担当課がしっかり、一番理解されてると思うので、この進め方については少し慎重に進めながら、市民とコンセンサスもとって、また、何ちゅうんですかね、職員の方々の意識改革云々というのも入っとつとですけど、何ちゅうかな、つくり方次第によってはサボタージュにとられるようなですよ、ところにもならぬように、やっぱりお互いがしっかり納得するものを少し時間をしっかりかけてやられることを意見としておきますので、よろしく、堀部長、お願いしておきます。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。ほか、ございませんか。

○委員（鈴木田幸一君） この前、鏡のほうの総会がありました。で、来ておられました。まだ本当に住民、市民の方が全くこのことに対して理解していないというふうな感じがしております。いわゆる説明の不足ちゅうとがですね、非常に感じとつとですよ。これで条例をつくっていったら果たしていいんだろうかっていうふうなところの条例の提言なもんだから、非常に不安ですよ。

あとですね、予算についてもですね、まだその裏づけがなっていない。その大きなですね、原因としてですね、今、社協がですね、非常に困つとる。社協のですね、いろいろ、運営の、多くの社協の運営の予算の中にですね、香典返しがある。ところが、香典返しがみんな入らぬぞなつたと。まちづくり協議会のほうに入ってい

くようになったということで、誰がどのように進めていったかわからぬけれども、どうしてまちづくり協議会のほうにこの香典返しが行つとるかわからぬけれども、その額が相当な額ということで、社協の収入額がですね、非常に激減しとつとですね。それによって社協が各福祉団体、各協議団体に対して3割カットとか5割カットまでしとるというのが今の現状というのがですね、この前、社会の総会の理事会のところであつて、非常に困っている状況が生まれております。

つまり、これを、市民協働を推進することによって大きなひずみができ始めとるちゅうとばですね、認識した上で対応しておかぬばですね、これは町中が混乱する可能性があるなというふうに今、感じとつとですよ。それをですね、しっかり払拭するためには、住民の方々の理解、あるいは役員の方々になられる方々がただ順番で役員になったということじゃなくて、本当に積極的に役員になっていかぬばこれはいかぬなちゅうふうなですね、やっぱりそういったしっかりした裏づけをとつたところのですね、条例制定も考えとかぬば、条例制定しました、これしました、あれしましたって、我々は結局、できるだけ提案されたちゅうことに対しての賛成したいという気持ちを持っておりますけれども、そういった気持ちを持っている者もまだわからない状態。総務委員会ではよく検討するけども、果たして総務委員会さえもこのことをしっかり認識しているかちゅうとはですね、まだ非常に疑問であつとですよ。

だから、これについてはですね、慎重に持っていかなければいけないということをですね、私も、成松委員の話がありましたけれども、私はこれはですね、担当の方々が拙速にして大失敗だった、これ、何のためにつুক্তかかって、地域がぼろぼろになつたばいって、とにかく区長会そのものもですね、——市政協力員の組織

そのものも非常に不安がっておったちゅうとを
ですね、聞いておりますので、この辺について
はですね、そういうことができるだけないよう
にさせていただきたいなというふうな希望しとき
ます。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） 関連、済いません、
もう一つ。聞いとかぬといかぬかった。名前が
まちづくり推進条例なんですけども、もともと
住民自治基本条例自体が憲法違反というような
考え方があったんですよね、（聴取不能）時代
に。あれも、どうなんですか、クリアしてるん
ですか、中身は。そこはしっかり、大前提にな
るでしょう。

○市民活動政策課長（川野雄一君） そういう
意見があったということは承知しております。
憲法違反とか、そういうのを、議会の責務とか、
そういうのが住民自治基本条例にうたってあっ
たというところで、私もよその条例をですね、
ちょっと見させていただいて、そういうところが
結構、最初、条例を策定されたところは多か
ったということでちょっと認識をしております
けど、八代市が目指すのはそれじゃなくて、住
民と行政がどのようにしたら一緒になってまち
づくりに取り組めるか、そこに力点を置いた条
例にしたいということで、今回も2年間の期間
をいただいてですね、十分、住民の方と意見を
交わしながら、住民の方ももちろんなんですけど、
議会のほうにも理解をいただいたところで
条例をつくり上げていきたいというところで考
えておりますので、そのところは御理解をい
ただきたいと思います。済いません。

○委員（成松由紀夫君） 川野課長、ようわか
っとですよ。要するに、ルールブックというこ
ろなんだけども、条例ってなった場合ですね、
この条例、そもそも条例というものにうたい込
んでしまったときに、どうなんですかなんです
よ。岸和田へ行ったときも、はっきり、そのの

議長さんも含めて何人もおっしゃってました、
失敗しましたと。職員さんとも言われたです。こ
れをやっぱり条例にしまうと、条例自体が
もうやっぱり、何というんですかね、うたい込
んだ時点でやはり憲法違反であったり何だっ
たりというような、物すごく制約性が働くじゃな
いですか。だから、条例にうたい込まなくても
ほかのやり方があったというようなですね、視
察に行った自治体の中での反省点もあったので、
逆に言うたら、条例にするかしないかも含めて
ですよ、地域と行政で約束事をつくりたいんだ
ということであれば、条例にこだわらないところ
もひとつ御一考されたほうがいいと思うんで
すよね。そこまでしないと、条例自体にうたい
込んでしまったから失敗したんですよというの
がどこも失敗事例でもあるし。

で、今、議長もおっしゃられた部分はですね、
まさに今、核心で、まち協をつくりました、じ
ゃあ、そういう香典返しの分がまち協に入りよ
ります。そんなら、どこの校区もですよ、それ
をやり出した。例えば、日赤募金なんかも今な
んかある程度、ノルマじゃないんですが、それ
ぞれの校区でやってますよね。あれなんかも、
できたしこたいというようなことになってくる
と、もう社協自体が運営できないんじゃないん
ですかという話になっとなつて、この間、被災
したときに、災害時が社協の真骨頂ですとい
うことを事務局長さんようおっしゃられとった中
でですね、頑張っではおられたんですが、初期
対応で大分、行政との情報の、連絡のやりとり
ができてなかったような話も聞いてますので。

だから、簡単にですね、条例化、条例化とい
うことじゃなくて、条例にしてうたい込んでし
まうと、それをもとにまた、あいた、しもたで
戻すことができないんですということ困って
おられた自治体が、取り組んだところは多いと
いうことはしっかり認識されて、条例化にこだ
わらぬですよ、条例にせぬでも対応できるこ

とがあるよねということがあれば、そういうことも頭にぜひ入れておいて進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（西濱和博君） ちょっと確認させていただきたいんですけども、今いただきました資料2ですね、提言書なんですけど、この研究会、昨年8月から議論なされて、ここに提言書をまとめていらっしゃるんですが、この研究会自体に、設置段階においては、まちづくりに関するルールといいますか、条例といいますか、それはつくる方向を前提とした研究会だったのかどうかということを確認したいと思います。

といいますのが、この資料の14ページに設置要領がありますが、ここの1条に、必要なルールづくりや市民参加の方法などについて検討を行うためにこの研究会を設置するというふうなうたわてがあるので、ルールづくり、条例化を前提とした研究会なのか、それとも、そういったルールづくりや条例化自体を、是か非か、賛否を検討するために議論なされたのか、その辺、一応、確認させていただければと。

○市民活動政策課長（川野雄一君） こちらの研究会のほうはですね、今、西濱委員が言われましたとおり、条例をつくるという前提じゃございませんで、条例が必要じゃないんだろかというところでこの研究会に一応、研究していただいて、条例について、どのようなことをですね、ルールづくりの中で必要かということでしたら、条例が必要か必要じゃないかということの判断も含めたところで研究していただいたというところで、その中で、条例にうたったほうが望ましいという回答をいただいたもんですから、今回、検討委員会を設置したというところでございます。

○委員（西濱和博君） じゃあ、今の御答弁を

おさらいですけど、設置にあるように、まちづくりに関し必要なルールづくりや市民参加の方法などの検討を行っていく過程において、この研究会においては〇〇条例を設置することが望ましいんじゃないかという趣旨の提言書がまとまったという理解でよろしいですか。（市民活動政策課長川野雄一君「そうです、はい、はい。それで、はい、よろしいです」と呼ぶ）（「間違いないですね」と呼ぶ者あり）（市民活動政策課長川野雄一君「はい」と呼ぶ）じゃあ、きょうのところは結構です。

○委員長（堀口 晃君） いいですか。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。いいですか。本当じゃないですか。（「本当にありません」と呼ぶ者あり）

○委員（鈴木田幸一君） ならちょっと、一言よかですかね。条例化ちゅうとはですね、基本的には、立法機関である我々議会ちゅうとがですね、中心になつとですよ。だからですね、やっぱしですね、こういったものを条例化するというのを提言する前にですね、やっぱし相談してもらわないかぬて思う。簡単にですね、出して、条例がいいんじゃないかろうかと言わした人は、果たしてどれだけの責任の声ば持って言っておるか見えてこないですね。やっぱし私たちは議会人として、議員の方々のそれぞれの思惑、それぞれの意見、それぞれの気持ちというのをですね、自分で理解した上での話を進めていかぬばならぬと思うとですよ。それをですね、条例化したほうがいいんじゃないかろうかと提言する前には、やっぱしそういう下打ち合わせとかしてもらわぬば、いきなり出してきてから条例化ということを進めていくということになるならば、またいろんな形でですね、問題が出てくる可能性がありますので、これについてはですね、やっぱし立法機関である我々にもある程度ですね、相談をしてもらいたいというのを

ひとつ言っておきます。

○委員長（堀口 晃君） 要望でございます。

ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の設置についてを終了いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） そのほか、当委員会の所管事務調査について、何か、ほかございませんか。何か。

○委員（成松由紀夫君） その他。

○委員長（堀口 晃君） そのほか。

○委員（成松由紀夫君） その他ですね。

○委員長（堀口 晃君） その他です、はい。

○委員（成松由紀夫君） あのですね、1点ちょっと済いません、確認なんですけれども、市役所の落書き、（「ああ、聞いてます」と呼ぶ者あり）それで云々、それで何か、捕まられたら、益城のほうまでやられてたということで、非常にですね、この大変な時期に、市民の方々が憤慨されとって。で、何か、いろんな臆測の範囲の話がですね、少し広がってて、ちょっと私、危惧しとってですけれども。今わかっている範囲、話せる範囲でいいので、正確なところですよ、何か、その方が思想活動家であるとか、政治活動家であるとか、何かですね、いろんな臆測が出とる中でね、臆測だけの話をしよってもまずいし、総務なんで、総務委員会なんでね、執行部が把握ある程度できて、話せる範囲のことはしっかりここで話しとってもらおうと、我々も、臆測の話じゃなくて、いや、こういうことだったんじゃないんですかということが説明できればなというふうに思いますので、よければ誰か。

○委員長（堀口 晃君） そうですね。市民環境、どちらか、誰か、お話ができる——（「市民環境じゃない」「財政」と呼ぶ者あり）

○財政課長（尾崎行雄君） 済いません、えっとですね、5月15日の夜半にですね、落書きされたんですけども、その後、被疑者の方が逮捕されまして、現在ですね、一昨日なんです、国選弁護人のほうからですね、市に対しまして、賠償金ですね、のほうの御相談が今あつてということで、はい、そのようなことで、ちょっと容疑が確定した云々はですね、はっきりは聞けないんですけども、そちらの弁護人のほうから賠償する申し出があつてするという、今そういう状況でございます。

○委員（成松由紀夫君） いやいや、じゃあ、被疑者がそのほら、八代市内の在住の方で、どういう方という、何か、どっかに勤務されとるとかね、思想活動家とか、政治活動家とか、それがどこまで話せるのかわからぬけれども、わかるとる範囲のところで、話せる範囲の程度で状況を聞かせてもらえれば。

○財政課長（尾崎行雄君） 申しわけございません。ちょっとそこまで、これ、報道関係のですね、資料で、この町に在住の方が逮捕されたということとですね、思想関係については、ちょっとですね、（委員成松由紀夫君「わからない」と呼ぶ）警察のほうから聞いておりませんので、申しわけございませんが。（委員成松由紀夫君「いや、八代紙工と書いてあったですね、勤務が」と呼ぶ）勤務、八代——（委員成松由紀夫君「勤務先は、八代紙工に勤務されてるとか何とか」と呼ぶ）あ、済いません、私は、——（委員成松由紀夫君「新聞に」と呼ぶ）あ、そうですかね。そこはちょっと、はい、済いません。

○委員（成松由紀夫君） あの新聞の程度までのところというところしかまだわからぬちゅうことですよ。

○財政課長（尾崎行雄君） 申しわけございません。今、そこまでしか確認できておりません。

○委員（成松由紀夫君） じゃあ、ある程度そ

こがわかった時点でまた話を聞かしてもらわないと、やっぱり市民の方々が、臆測で話がいろいろ先行しとるもんだから、しっかり伝えるところは伝えるし、話せないところは話せないしということで。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） いいですか。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で所管事務調査２件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りをいたします。

所管事務調査２件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の総務委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって総務委員会を散会いたします。
どうもお疲れさまでした。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午後１時３９分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２８年６月１５日

総務委員会

委員長